

第百六十五回国会 参議院教育基本法に関する特別委員会会議録第二号

平成十八年十一月二十四日(金曜日)

午後一時七分開会

委員の異動

十一月二十二日

辞任

松 あきら君

井上 哲士君

十一月二十四日

辞任

那谷屋正義君

松岡 徹君

補欠選任

鰐淵 洋子君

小林美恵子君

補欠選任

広中和歌子君

林 久美子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

中曽根弘文君

岸 信夫君

北岡 秀二君

保坂 三蔵君

佐藤 泰介君

櫻井 充君

蓮 舫君

木庭健太郎君

委員

岩城 光英君

小野 清子君

岡田 直樹君

岡田 広君

小泉 昭男君

小泉 顕雄君

坂本由紀子君

南野知恵子君

外添 要一君

松村 祥史君

発議者

発議者

国務大臣

文部科学大臣

国務大臣

(内閣官房長官)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画))

大臣政務官

文部科学大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府大臣官房長

文部科学大臣官房長

文部科学省生涯学習政策局長

神本美恵子君

下田 敦子君

鈴木 寛君

西岡 武夫君

林 久美子君

広中和歌子君

福山 哲郎君

藤本 祐司君

水岡 俊一君

浮島とも子君

山下 栄一君

鰐淵 洋子君

小林美恵子君

近藤 正道君

西岡 武夫君

鈴木 寛君

伊吹 文明君

塩崎 恭久君

高市 早苗君

水落 敏栄君

山口 俊史君

山本信一郎君

玉井日出夫君

田中壮一郎君

本日の会議に付した案件

○教育基本法案(第百六十四回国会内閣提出、第百六十五回国会衆議院送付)

○日本国教育基本法案(奥石東君外六名発議案)

○地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(奥石東君外六名発議案)

○学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(奥石東君外六名発議案)

○委員長(中曽根弘文君) たいまから教育基本法に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日まで、井上哲士君、松あきら君、那谷屋正義君及び松岡徹君が委員を辞任され、その補欠として小林美恵子君、鰐淵洋子君、広中和歌子君及び林久美子君が選任されました。

○委員長(中曽根弘文君) 教育基本法案、日本国教育基本法案、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案、以上四案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○福山哲郎君 民主党・新緑風会の福山哲郎でございます。

諸大臣におかれましては、御苦勞さまでございます。特に伊吹大臣におかれましては、さきの衆議院の審議も非常に長い時間だったと承っておりますし、地元の先輩議員として、私、衆議院の実

は議事録をほとんど拝読をさせていただきまし

た。非常に丁寧で、御自身のお言葉で、誠意を持って答えておられることに感銘をいたしました。今日も是非よろしくお願いをしたいというふうに思います。

まず冒頭でございますが、昨日、ニュースで、山形県で高二の女子生徒の方がやはり自殺をされたというニュースが飛び込んでまいりました。国会で教育基本法の審議をしている最中に、そのことのメッセージが届かなくてこうやって自殺をされる子供たちがいることを非常に悲しく思いますし、残念に思います。是非、御冥福をお祈りするとともに、全国の子供たちに、自殺はとにかくやめておくと、やめると、いいこともあるからということをまず申し上げたいというふうに思います。

時間がないので、実はそもその話もいろいろしたかったんですけども、この委員会、長時間にわたってやると思いますし、また質問に立つと思いますので、そのときにしまして、まず重要な問題について。

改正法案の十六条、いわゆる不当な支配の問題について、前回、伊吹大臣が、非常に私的に言う

と伊吹大臣らしからぬ言葉が幾つかございました。ちよつと確認をしておかなければいけないな

と。まず、北岡委員に対する質問に対して、都道府

県知事の政治的思想、イズムによって国民全体の

判断とは違う教育が当該地域で行われるということ

とは、この法律があることによって防止できると

思うと。これ、都道府県知事の政治的思想、イズ

ムによってというのは、これ非常に問題があるの

ではないかと。

知事というのは選挙で選ばれるわけございま

す。それに対して、国がこの法律で本当に防止が

できるような法律だったら実は大変な問題になる

わけでございます。これ、知事に対してこういう御発言をされたということに対してはまず私は撤回をさせていただきたいと思っております。大臣の御所見をいただければと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) まず、自殺の問題について先生から言及がありまして、私もいじめをしている子、子供、そしていじめを受けている子供、それからその兆候を早く見付けていたかなければならない保護者、学校の先生等についてのアピールを出しております。今日、御党の羽田議員から本会議でもああいう御発言がありましたので、このことについてはまず党派を超えて、日本の将来のために可能性のある子供の命を守っていくために協力をいたしたいと思っております。

それから、この改正法十六条の問題について御質問がありましたので、これは明確にしておかなければならないと思っております。

現行法においても、日本の法律の仕組みは、もう今さら申し上げることもありませんが、憲法上、国民の民意を反映した国会によって議決をされます。これが国の意思であります。そして、この国の意思に従っていろいろな行政が行われるわけですが、この行政が行われた場合に、例えば特定のイズムあるいは特定の考えを持つてこの国の国会で決められた国民の意思と違うことを画策する、違うことを行うということは、これはこの法律に言うところの不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであつて、国と地方自治体との適切な配分云々ということを書いてあるわけですから、今の先生の言で言えば、例えば国がお示しした学習指導要領によつてそのとおりおやりになつてるところと、そうじゃないことが現場に起こつてるところがあるわけですね。あるから一部地域のところについて司法の判断を、法律に従つて正しいか正しくないかということが争われているわけですよ。

だから、例えばこの学習指導要領によつて、旭川の学力テストについての最高裁の判例をそのと

おりここで読みますと、不当な支配はその主体のいかんを問うところではなく、その主体のいかんを問うところではなく、論理的には、教育行政機関が行う行政でも、国でもですよ、不当な支配に当たる場合があり得ると最高裁は判示しているが、同時に、憲法に適合する有効な他の法律の命ずるところをそのまま執行する教育行政機関の行為については不当な支配となり得ないことは明らかである、こう述べているわけですよ。

ですから、同じその指導要領を出しても、都道府県によつて違う現実が指導として起こり得る可能性があるわけですね。あるから、東京都についてはそのことについて、どうも私の考えでは法律に適用しないじゃないかと思われる方がおられたから、この前は日の丸・君が代のことについて司法の判断を仰がれたわけでしょう。そして、その司法の判断は、まあ下級審ですよ、これはね。しかし、最高裁の判断は今申し上げたような判断を示しているということです。

だから、国であろうと、例えば一部の政党を陥れようとか、一部の宗教的、その考えをもつて国が教育行政を行うということになれば、それは不当な支配になる可能性があるということは言っているわけですよ。ましてや都道府県知事においてはですよ、それは当然のことじゃないですか。

○福山哲郎君 じゃ、なぜそのときに知事だけを特定したのかは僕はよく分からないんですが、ただ、改正案の第三項は、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない」ということで、この地方公共団体の責任者はもちろん知事なわけですね。ということとは、この不法な支配に服することなくという言葉は、一項目二項目三項目四項目、これ全部掛かるといふことですか。

○国務大臣(伊吹文明君) 今おっしゃった地方の実情に合わせてやるということ、例えば財政が非常に潤沢な自治体においては三十人学級をやるとか、あるいは学習指導要領の運用においてこう

いう運用のやり方でやるのか、しかしそれはどうも法律でお願いしていることと違うということがあるわけでしょう。

だから、地方の実情に沿つてということは正にそういうことを言っているわけであつて、国民の意思というのは国会で決めるわけですから、これはこれを否定したら日本国憲法の根底が崩れてしまふわけですから、だから国会で決められた法律に従つてやつていただく。そして、国会で決める法律の有権解釈は、これは当然のこととして内閣にあるわけですよ。しかし、内閣にある有権解釈が常に正しいとは限らないんですよ。限らないから司法の判断を仰げるように日本はきちつと三権分立の建前上やつていくわけですね。

ですから、地方と国とはお互いに役割分担をしながらやつていくわけです。そして、地方は地方の実情に合わせておやりになつたらいいわけです。しかし、国で決めた法律については、国民の意思なんです。これが全体の意思なんです。

これと違うことを特定のイズムや特定の思想的背景をもつて、あるいは宗教的背景をもつてやるということを禁止しているのがこの条項です。から、都道府県知事の自主性だとか選挙で選ばれたということとは何ら抵触しないと思ひますよ。

○福山哲郎君 そうしたら、ちよつと聞き方を變えます。今、国ですらある種の拘束を受けるんだと大臣がおっしゃいましたので、もう一回確認だけさせてください、これは非常に肝なので。

この不当な支配の中には、行使、不当な支配を行使する可能性のある主体として、つまり不当な行使、例えば大臣の言葉で言えば、ある種の思想勢力であつたり、全体、国民全体の意思とは違う勢力であるという言い方をされますが、その不当な支配を行使する可能性のある主体としては、今大臣の言われた種々の社会的な勢力ありますね、それに加えて、行政権力も政治権力も含まれるということを確認してよろしいですね。

○国務大臣(伊吹文明君) それは当然のことです。しかし、大切なことは、国民の意思ということ

のは憲法上国会で決めるということが我が国の憲法でしょう。そのために選挙をしているわけですよ。そして、国会で決めた意思、これが、まずこれに従つて国は動くんですね。そして、その法律の有権解釈は内閣にあるんですよ。しかし、内閣が常に正しいことをしているとは限らない。あるいは、その人その人の価値観、その人の立場によつて法律の解釈は違つてくるわけですよ。そこは最終的に司法に判断してもらつて。

だから、知事さんが教育をおやりになるとか、知事さんが地方の実情に合わせて教育権を行使される、教育権という言葉が適当かどうか分かりませんが、今教育委員会が持つていられるものの権限をお使いになるということは何ら禁止をしていくわけじゃないんですよ、そのことは。しかし、国においても、あるいは選挙で選ばれた、選挙で選ばれた国会議員から成り立つて内閣においてすら、ましてや地方自治体の長においてすら、もし個別の政治的なイズムあるいは宗教的背景によつてだれか国会で決められた全体の法律に基づいて行われている国民の意思と違うことをしようとした場合は、それは当然なんですよ。

だから、一昨日ですか、ここで総理も出席してその答弁をされたときに、教育委員会は選挙によつて選ばれませんね、今は、教育委員は。しかし、知事は選挙によつて選ばれますね。これは、特定の政党が公認したりなんかすることはあります。だから、同じ学習指導要領でも、県によつてその学習指導要領の今度は運用が違つてくるわけですよ。その運用が法律に合致しているか合致してないかは、これは日本の憲法下の仕組みでは、一応、第一次有権解釈は内閣にあるんですよ。それがしかしおかしいと思う場合は司法で争つて、国が間違つてゐる場合は正していかなければ、これは行政権を持つた者の独裁になるんですよ。だから、これは当然、国にはそういう救済制度があるんですよ。そのことを内閣においてもきちつと、地方においてもきちつと担保していただくのが本来は私は地方議会の役割だと思ひますよ。

○福山哲郎君 これ、実は伊吹大臣のおっしゃられることは至極当たり前のことをおっしゃっておられることでして、あえてここに不当な支配に服することなくと入れられた、じゃ理由は何なんですか。

○国務大臣(伊吹文明君) それは当たり前のことであるけれども、それじゃ、なぜ東京都と同じ訴訟が全国で起こらないんですか。ある県ではなるほどと思う考えの人もいる、しかし、そうじゃないと思う考えの人もいる。あるいは、そうだとおっしゃる自治体の長もおられるし、そうじゃない自治体の長もおられる。しかし、その最後は、その法律というか、ここで我々が責任を持つんであって、そういう特定の思想、特定の宗教的背景を持つておやりになるということとは駄目ですよという規範、規律を書いているということですよ。

○福山哲郎君 私の申し上げたことには全く答えていただいていないんですが、僕は大臣のおっしゃることを決して否定しているわけではありませんが、しかし、昨日大臣は、例えば、むしろ問題は、学習指導要領に書かれていることと政治信条、思想等によって違うことは、これは日本全体の法律の枠の中でやっていただかないと困りますという発言があるんです。政治信条と思想によって違うことはという、政治信条や思想という言葉まで実は入っているんですね。

それから、もう一点申し上げると、大臣が言われる国会の多数、国民多数の意思だという、国会が決めることはおっしゃること、僕もそれは当然だと思えます。そのことは全く否定しません。しかし、大臣が引用を先ほどからずっとされている判決にはこういう言葉があるんです。

政党政治の下で多数決原理によってされる国政上の意思決定は、様々な政治的要因によって左右されるものであるから、本来人間の内面的価値に関する文化的な営みとしての党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきではない教育にそのような政治的影響が深く入り込む危険があること

とを考えると、これは、教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請されると書いてあるわけです。

ということは、この抑制的であるということに對しても大臣は、何というか、お認めになられるわけですね。

○国務大臣(伊吹文明君) 福山先生、やっぱり判決文はすべてを読まないで、自分に都合のいいところだけ読むと困ります、それは。

私が申し上げますと、(発言する者あり)いいですか、まず、第十条が教育に対する権力的介入、特に行政権力によるそれを警戒し、これに對して抑制的態度を表明したもの、このことから、教育内容に対する行政の権力的介入が一切排除されているとの結論を導き出すことは早計であり、憲法上、国は、適切な教育政策を樹立、実施する権能を有し、国会は、国の立法機関として、教育の内容及び方法についても、法律により、直接又は行政機関に授權した必要かつ合理的な規制を有する権限を有するものとして、このことが、これ判決文です。

○福山哲郎君 いや、おっしゃるとおりでございます。だから僕は、伊吹大臣が昨日自ら、伊吹大臣が要は法律の範囲内という話、この裁判を引っ張り出されてきたので、私はあえてこういう議論もあるよと申し上げたわけです。

だから、僕が確認したいのは、要はですね、簡単に言うと、国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが必要だということについては大臣は了解をされているのか、御認識があるのかないのかということをお答えいただければいいんです。

○国務大臣(伊吹文明君) これは、国家的介入というのは、例えば福山先生のお立場の国家的介入と我々の考える国家的介入と違いますよ。例えば、我々が自民党の時代に教えていただいた先輩である西岡先生は、義務教育の教員はすべて国家公務員であるべしということを我々は最初に教

えていただきましたよ。だから、それは人それぞれによって違うんです。ですから、お互いに、特に教育の分野というのは価値観が入ってはいけない、できるだけ価値観が入らないようにしていく、私はそれは常に心しておきます。だから、お互いにそれは謙虚にやっていくということは当然のことなんです。政党政治である限りは。

ところが、自分たちの価値観と違うことをやれば抑制的じゃないぞと言っちゃえば、これは非常に傲慢な態度になるということを申し上げているんです。

○福山哲郎君 いや、おっしゃるとおりでございます。だから、抑制的になるということに對しては、大臣は御認識をそのとおりに認めた。ただ、それですかと申し上げているんです。

○国務大臣(伊吹文明君) 福山先生のおっしゃっている抑制的という意味はよく分かりません。私、あなたの心の中や思想信条は分かりませんが、私は私の良心に従って、それは抑制的というのか、政党的な配慮はできるだけないように動かすということは、これは当たり前のことでござい

ます。

○福山哲郎君 抑制的な配慮があるようにです。今、抑制的な配慮がないようにとおっしゃったので。

○国務大臣(伊吹文明君) そういう、今私が申し上げたのは、政党政治でございまして、お互いの政治的イデオロギズムをできるだけ抑制しながら対応するということを申し上げているわけです。

○福山哲郎君 いや、私は全く大臣の言っていることを否定しているわけではありませんが、正に、大臣がさっきおっしゃられたこと、この判決はそうなんです。多数決原理によってされる国政上の意思決定は様々な政治的事情によって左右されるからお互いが抑制的に行動しなければいけないということですから、私は大臣の言っていることを全く否定してないので、じゃ、確認だけしておきます。

教育行政や政治権力も不法な支配をする主体と

しては含まれるということをお大臣は認められたということですね。それが一つです、先ほどの答弁で、それと、もう一つは、お互いが国家的介入については抑制的であるべきだということも、その抑制の範囲はそれぞれがみんな違うとは言いがた、そこに對しては大臣もお認めをいただいたという、この二点についてはよろしいですか。

○国務大臣(伊吹文明君) 何が不当な介入であるかという点については、日本の仕組みではこれは法律の一次的解釈権は内閣にあります。内閣が不法な支配だと思ふことはやりません。これは当然やります。しかし、内閣が不法な支配だと思わずにやったことで、福山先生が不法な支配だと思われること、不当な支配だと思われることは、これは見解の相違ですから、司法の場で争うというのが日本の仕組みです。

○福山哲郎君 いや、だから、先ほど認められたことを認めると言っていただけでは結構です。

○国務大臣(伊吹文明君) 私の申し上げていることをよく理解したとおっしゃっていたら、それで結構です。

○福山哲郎君 いや、簡単です。だから、先ほど言われたように、第一次的な解釈権は内閣にあるというのは分かります。その後は司法へ行くということも私は理解した上で、大臣がさっき言った不当な支配を行使する可能性のある主体は、大臣の言われた種々の社会的な勢力、それはひょっとしたらいろんな政治的なイデオロギズムのあるところかもしれないが、その中に行政権力や政治権力も含まれることを先ほど認められたので、それをもう一回確認をさせていただいた、でございます。

○国務大臣(伊吹文明君) 何度も申し上げているように、日本国憲法の下においては、作られた法律は……

○福山哲郎君 いや、イエスカノーかで結構です。イエスカノーかで結構です。

○国務大臣(伊吹文明君) 作られた法律の解釈権は内閣にあります。したがって、内閣の解釈として不当な介入に当たるとはしないというのは当

たり前のことです。

しかし、私にそれだけの御質問をなさる限りは、このことは選挙で選ばれた都道府県知事においても当てはまるということを認めていただかなければなりませんよ。

○福山哲郎君 今、全然分らないです、何を言っているのか。認めるかどうか。さっき、最初認めたことをもう一回認めていただければそれでいいんです。

要は、不当な支配を行使する可能性のある主体は、社会の諸勢力も含めて、その中には行政権力も政治権力も含まれるということをさっき認められたんだから、もう一回認めていただければそれでいいんです。

○国務大臣(伊吹文明君) お互いに言葉を慎んでお話をしたいと思いますが……

○福山哲郎君 僕は全然普通に言っているじゃないですか。

○国務大臣(伊吹文明君) いや、普通じゃないです。御発言は、どうぞ委員長の御指名でやってください、京都はお互いに心を大切にしてやっておりますから。

申し上げたいことは、有権解釈権は内閣にありますから、内閣が不当と認めるようなことはいたしませんと申し上げているわけです。

○福山哲郎君 それは分からない。だって、分からないから大臣は、最終的にはそれは価値判断がいろいろあるから司法の場に持つていくこともあると大臣がおっしゃったんじゃないですか。その大臣が内閣は不当なことをしないと云ったら、全然先ほどの前提崩れるじゃないですか。

○国務大臣(伊吹文明君) 何度も同じことを申し上げているわけですからお分かりいただきたいと思います。私に不当だと思ふことはいいたしませんと、だから、不当な介入になるようなことはいたしませんと申し上げているわけですから、有権解釈を持っている者が。そして、それについては、それについては、不当だと思われればどうぞ司法で判断していただきたい。だから、少な

くとも私が内閣の構成員である限りは先生がおっしゃっているようなことが起こり得ないということとを私は言っているわけです。(発言する者あり)

○委員長(中曽根弘文君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(中曽根弘文君) 速記を起こしてください。

○福山哲郎君 済みません。じゃ、もう一度丁寧にお伺いします。大臣が先ほどお答えをいただいたことをもう一度確認をさせていただきたいと思っています。

この不法な支配を行使する可能性のある主体としては、大臣の言われた特定の政治イデオロギズムやある団体があるかもしれません。昨日はオウム真理教ということをおっしゃられました。そういうことも含めて行政権力や政治権力も含まれるということをお認めいただけますねとお伺いしています。

○国務大臣(伊吹文明君) それは、先ほど来、旭川の最高裁の、司法の最高裁での判決をそのまま私お読みしてお答えしているわけですよ、それは、その主体のいかんを問うところではなくて言っているわけですから。だから、そのことを御質問になるのには、私は、その最高裁の判決は、その主体のいかんを問うところではなく、論理的には教育行政機関が行う行政でも不当な支配に当たり得る場合がある、あるということをお答えしたじゃないですか。

ただ、しかし、しかしですよ、しかし同時に、私は福山さんに申し上げたいのは、知事については、私の言ったことは問題だとおっしゃるけれども、これ、この判決を読む限りは、行政、国家行政についてこういうことがあるのと同時に、地方行政についても同じことがあるということをお認めいただかないと困ります、それは。

○福山哲郎君 それは重々認められると思いますよ。

もっと具体的に申し上げれば、大臣の言われた学習指導要領を逸脱をしたことで不法な支配が行

われる可能性があるみたいな話をされましたが、例えばでいえば、今回、僕言いたくないんですが、未履修の問題は学習指導要領を逸脱してしまふよね。これ、不法な支配なんじゃないか、不当な支配なんじゃないか。

○国務大臣(伊吹文明君) それは全く私が答弁したことを昨日から聞いていた、だいたい御質問ですよ。私が申し上げているのは、特定の政治思想や宗教的背景を持つて教育に介入するということを言っているわけですよ、不当な支配ということのは、今度の場合は、何か特定の政治思想だとか宗教的背景を持つて学習指導要領に介入しているんですか。むしろ入試に有利なために規範意識を失っている人たちの集合的な行為が、もちろんそれは大学の入試の内容がどうかとか高校の指導要領の内容がどうかということはありますよ。それは、やはりこれはテレビ中継もしていますから、もう少しやっぱり私の申し上げていることを理解してください。

○福山哲郎君 いや、実は、そこ難しくて、特定の政治勢力とか特定の政治思想とおっしゃいます、自由民主党も民主党、我々民主党も特定の政治勢力なんですよ。例えば、先ほどの未履修の問題が、ひよとすると大臣の言われた受験のために規範意識が薄くなつて、もうこれは落とすのもいいということだつて、ある種の特定の思想だといえは特定の思想なわけですよ。これは難しい話なんですよ、判断は。だから、この問題は非常に難しい問題だということを申し上げているんですよ。

で、もう一つ申し上げます。じゃ、例えば、その特定の政治勢力や思想みたいなものを今のうちから特定をすることは国として適当なことかどうか、お教えいただけますでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 今、事態が起こっていないときに特定はできないでしょう。

○福山哲郎君 いや、実は、国が指定をするのはよくないとおっしゃいます、僕は大臣の……

○国務大臣(伊吹文明君) よくないというか、できない。正確に言ってください。

○福山哲郎君 よくないというか、できないとおっしゃいましたよね。ということは、政党ももちろんできませんよね、その特定はできないですよ。

○国務大臣(伊吹文明君) これがその不当な介入であるかどうかというのは、国会で議決をした法律、その他に反する教育の執行があるかどうかというところによって判断していかねばいけないでしょう、それは。だから、今あらかじめどうだこうだということは言えないですよ。そして、反するかどうかというのは一義的には、先ほど来申し上げているように、法律の所管をしている内閣にあります。しかし、内閣も政党政治から行き過ぎることあるんですよ、何度も申し上げているように。だから、日本では最高裁を含めて司法の場でそれに訴えて救済を得る道が開かれているということによって、これはもう大学でお習いになった憲法論や行政論のイロハに書いてあるように、三権分立の下での行政の独走を抑えるための仕組みが憲法に組み込まれているということなんです。

○福山哲郎君 そこは理解します。

僕はもう言葉じり余りたえらるる先ほどみたいに怒られるのは嫌なので言いたくないですが、今大臣が内閣も行き過ぎたことがあるとおっしゃいました。その前には、内閣は不当な支配はしないと切り切られました。この矛盾はどう説明されるんですか。

○国務大臣(伊吹文明君) それは当然のことを申し上げているわけですよ。内閣というものは、(発言する者あり) いや、内閣というものは、内閣の解釈としてですよ、逸脱したことはしないと、しかしこの内閣の解釈がおかしいということがあり得るということを言っているわけですよ。それが、おかしいことがあり得た場合は、それは内閣の解釈がおかしいよと、法律解釈がおかしいよということを司法の場で救済してもらう制度があるんで、我々は内閣の判断の中でそのりを越えるような政党の我は通さないということを言っ

ているわけです。

○福山哲郎君 行き過ぎたことをするかもしれないから司法の場があつて、そうかといえ内閣は不当な支配はしないとおっしゃつたんですね、答弁があちこち行っているんですが、前に進まないのでもう次行きます。

どういうことが不当な支配かということについては、実例が出てこない判断できないと大臣はおっしゃいました。特定するのは国としてもできないとおっしゃいました、先ほどね。

実は、これ自民党のホームページなんですが、不当な支配に服することなくという規定が残つたのはなぜですかというところで、実は一部の教職員団体とか教師のみとかで、一部の教職員団体によりとかですね、こう具体的にいろいろ出ているんですね。これは政党的ホームページとして、先ほど大臣が言われたように、はっきりとした事実が分からないにもかかわらず、大臣が判断できないと言っているにもかかわらず、こういうホームページに、教育基本法のQアンドAで自民党が書かれていること自身は国民をミスリードすることにはなりません。

○国務大臣(伊吹文明君) どうなんでしょう、過去に、今私が申し上げたような憲法の仕組みによつて救済を申し出た、司法の場に救済を申し出たケースがあるわけですね。そして、私は、最高裁の判例を出す場合にも、最高裁の判事というのは、やはり自分の価値観がある程度ありますから、できるだけ謙虚に、客観的にやるべきだとは私は思いますよ。しかし、日本の、だから、私個人で言えば、裁判がこうなっているからといって、それを金科玉条のように私は振り回さないように私の人生歩んできたつもりなんです。

ただし、ただし、日本の仕組みとしては、ここにいるのは、公人として私は御答弁しているわけですから、日本の仕組みとしては最高裁の判例が最終決定であるという仕組みで日本は動いているわけです。

ですから、例えば、旭川のこの学力テストでは

こういう判断をしているわけですよ、今申し上げたような、るるやり取りをしたような。先ほど来申し上げた、憲法上、国は、適切な教育政策を樹立、実施する権能を有し、国会は、国の立法機関として教育の内容及び方法について、法律により、直接又は行政機関に授權して必要かつ合理的な規制を施す権限を有すると。

だから、この権限を、結果的に旭川の事案は、判決では、この権限に服してもらわなければいけないということを決めた、そういうことを参考にして作つたんじゃないかと思いますが、私は、自民党がどういう意図でそれを作つたか、率直に言つて存じません、私は今、行政の立場でお話していますから、だけど、私が文部科学大臣を拝命している限りは、あらかじめ予見を持つて、どの団体がどうか、何が介入したかということ等を事前に私はやるつもりはありません。

○福山哲郎君 大変明快な御答弁をいただいたと思います。私はそれとおりにしたいと思います。是非、行政の人間、大臣であるとともに、自民党の大幹部でいらつしやいます伊吹先生ですから、このQアンドAについては訂正をお願いをしたいと思ひます。(発言する者あり) 訂正をしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明君) 率直に申し上げて、私はその作成にもかかわつておりませんし、内容については今初めて伺つたというのが正直なところですよ。

しかし、文部科学行政を預かつている私としては、あらかじめ、どの団体がどうかとか、何が、こういう事案が不当な支配だとかということ事案を見なければ分からないから、あらかじめそんなことを決めたり云々したりする立場には私はありませんと申し上げている。

○福山哲郎君 ということは、大臣はそのことは認めていただいた上で、自民党のホームページを訂正するかどうかは自民党の良識の問題でございませう、私も他党に介入するつもりはございませう、こういう表現があつたということだけは

報告をしておきます。

誤解を招くといけません。私は実は教職員組合とは全く関係のない人間でございしますので、そのことだけは申し上げておきたいと思ひます。

次の質問に移らせていただきます。

実は、どっちに行こうかな、あつ、こちらですね、済みません。次ですが、民主党案、民主党案は、国が最終責任を有するという話、それから知事に権限を渡すという話が今の非常に不安定な文部行政の中で一定の役割を果たすという認識の下に民主党案は作られていると思ひますが、そのことについて、民主党案の真意というか、思ひをお述べをいただきたいと思います。

○西岡武夫君 お答えいたします。

私も民主党の日本国教育基本法案におきましては、国が最終的に普通教育についての責任を負うということをお明記をいたしております。ここが実は、まあ伊吹大臣とは、今の御議論とかその他、若干違ふところもありますけれども、おおむね、多分本音は同じお考えではないかなと思ひ思つてはいるんですけども、残念ながら、伊吹大臣は前の内閣の提出された政府の教育基本法案をひつ提げて、まあ心ならずもひつ提げて御答弁になつておられるので、大変ある意味ではお気の毒だなと思つてはいるのでございませうけれども、そこが民主党の私どもの案と政府案と大きく異なるところでありまして、確かに言葉の上では国と地方とがそれぞれ役割分担をして、それは言葉としてはちよつと美しく聞こえます。しかし、いろいろな問題が起つたときにだれが最終責任を持つのかということになりますと、全く現行法においては、教育基本法はもとより、関連の教育関係法案においては全部不鮮明になっている。これを明確にするということが、私どもが今回、日本国教育基本法案の中で国が最終責任を負うということをお明記した最大の理由でありまして、是非この点につきましても政府におかれてももう一度検討をし直していただきたいという最大の問題点でございします。

それと、立たせていただきましたついでに申し上げますけれども、先ほどの不当な支配ということにつきましても、先ほどの委員と大臣との議論をお聞きしております、こういうある意味では幾ら議論してもなかなか通じ合わない不毛な議論のような感じを私は受けたわけでありまして、私も民主党案におきまして不当な支配ということとをあえて削除いたしましたのは、第一に、教育という大変日本の将来を決定する重要な問題、そして子供たちの未来を決定する基本的な問題について、不当な支配という言葉が教育基本法の中になじんだ言葉だろうかという、そういう感じもありまして、まずなくしました。

それともう一つは、不当な支配という場合の不当ということについての解釈ですが、どこから見たらどれが不当なのか、これがなかなか分からないわけですね。こういうことで教育現場が混乱するというのが長いこと、昭和三十年代、四十年代、五十年代にかけて続いたわけでありまして、その経緯を私自身はずつと体験をしておりまして、ここは明快に国の責任と、そして日常の教育行政の責任と、そして学校現場における学校の理事会制度を創設して日常の学校の運営についての責任を明確にし、また、地方の教育行政については教育監査委員会というものを設けてという仕組みをつくることによつて、不当な支配というように文書は必要であつて、最終的には選挙によつて選ばれる国会議員また首長の皆様の責任が取られると、このように考えて日本国教育基本法案は構成されていると御理解をいただきたいと思ひます。

○鈴木寛君 第二点目の知事に権限が移るといふ云々の議論についてお答えを申し上げたいと思ひます。

伊吹大臣少し誤解をされているところもありますので、提案者の方から民主党案をきつと御説明申し上げたいと思ひますが、水曜日の御答弁でも申し上げましたように、今現在は、小学校、中学校におきまして、そこで教えておられる教員の

人事権は県の、県の教育委員会に所属をいたしてあります。私どもの案では、小学校、中学校につきましても、これは市立あるいは区立、町立でございまして、それは知事にはなくて、市長さん、区長さん、町長さん、ここに移すということを行っていますので、まずその点はきちつと明確にさせていただきたいというふうに思います。それで、県立高等学校につきましても、これは県立でございまして知事さんが行われると、こういうふうになるということはまず御理解をいただきたいというふうに思います。

それで、そもそも一九五六年の以前と、そして、すなわち一九五六年というのは地方教育行政法が作られて、要するに教育委員会法が廃止された、そういう年でございしますが、それ以降で、元々の日本に教育委員会を導入した精神あるいはその精神を実現するための制度、担保するための制度論というのはもう本質的に変わっているわけですね。

六十年ぶりにこの教育基本法をきちつと議論をし直して現場にきちつと対応し得る教育行政制度をつくるという観点に立ち返りますと、そもそも、ここに私ども、教育基本法ができたときのそのコンメンタル持ち合わせておりますが、住民を広く教育行政に参加させると、これが重要なんだということでありまして、それから、従来の官僚的な画一主義、形式主義の是正、あるいは公正な民意の尊重、教育の自主性の確保、教育行政の地方分権云々、これが教育刷新委員会でもきちつと大綱としてまとめられております。

このことをきちつと現状において実現をされるためには、正に教育現場そのものに学校理事会というところで、正に住民をレーマンコントロールの観点から参加をさせて、そして、まず自主性と民意の尊重ということを行っていくと。

今はもう事実上、完全な官僚による画一的な支配が行われているわけでありまして、ここをどういうふうにしていくのかという観点で申し上げると、正に今、現状においては、正に民意によ

て選出をされている、そして一番教育現場に近い基礎自治体の首長さんに人事権を付与して、そして現にいじめの問題などで保護者の皆さんがどこに行っているのか分からないと、門前払いを食らってしまう、たらい回しにされてしまうと、こうしたときに、きちつと市長、区長に直接事態の改善を求めるような制度にすることによってワークするだろうと。

そして、もちろん区長、市長が法律に基づいて適正なことを行うことは、これは当然でありますけれども、万が一この政党、党派的な介入があつてはこれはいけませんから、教育委員会を教育監査委員会というところに発展的に改組をして、そしてこの教育監査委員会は私どもがこの参議院に提出をさせていただきまして地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律、正に新地方教育行政法と言つてもいいと思いますが、この中で、選挙管理委員と同じように地域の議会での人選は行っていくということで、完全に民意を反映した民主的な組織、そもその教育委員会を導入したときの教育刷新委員会の大綱の正に基本に立ち返つた制度設計をさせていただいているということとで御理解をいただきたいと思ひます。

○福山哲郎君 いや、もう長いから。

○国務大臣(伊吹文明君) いやいや、ちよつと。

私の名前を今民主党の提案者がおっしゃいましたので、私は何ら誤解はいたしておりません。小中についての設置者である市町村長にその人事権を県から付与せられるというのはそれで結構でございます。

西岡先生が御答弁になりましたように、最終的な権限は国にあるわけですよ、民主党案も。(発言する者あり) 責任は、失礼。そして、その責任を果たせない、例えば今回の未履修のような学校教育法に基づく学習要領が実行されなかった場合の国の担保をどのように取るのかということをは明確に示していただいて、そこで初めて案になるんです。それから、民主党の、例えば京都の前原さんと私が衆議院でやり取りしたときは、理事会

のその理事の選び方、これはよほどやはり注意をしないと、地方の、地域のボスだとか何かの人が人事権にまで関与できるという理事会の中へ入ってきた場合の学校教育の在り方をどう正していくのかとかね。

やはり、私は民主党案をすべて否定しているわけじゃないんです、西岡先生にそれこそ教育を受けた者ですから。ですから、ただ、今のところをきいて総論だけ述べたのではなくて、各論で担保していくというふうなお話をやはり現場で少し詰めていただくという国民のためにいいことになるんじゃないかと思つておるわけです。

○福山哲郎君 今、民主党の案は非常に明快に理解をいたしましたし、伊吹大臣も本音でお語りをいただいたと思います。伊吹大臣も国会の議論の中でも、いろんな、今の国のやり方について私たちが口出しできないということの部分は非常に残念というかも知れないというふうな話とか、教育再生会議の中でも、教育委員会が無責任な取組を行った場合、国がどのように関与をするのかも含め、この会議で議論いただきたいとおっしゃっているわけですから、それは、先ほど西岡委員がおっしゃつたように、自民党の教育基本法の改正案の中で非常に抜け落ちていた部分を、我々ももう少し詳細を詰めなきゃいけないことは認めますが、そこについて伊吹大臣が評価をされていたこと、そこも分かっているつもりです。

で、そこは我々は国民のために建設的な議論を闘わせればいいと思ひますし、子供たちのために闘わせればいいと思ひます。

じゃ、次に行きたいと思ひます。

報道によりますと、例のタウンミーティングでございしますが、松山でもタウンミーティングがあったときに、四百三十一人のうちの約百人動員要請があつたと。それも、文科省から県教委にタウンミーティング参加者の動員要請があつて、それに對してこたえて百人が動員された。このことは事実かどうか、端的にお答えください。短く。

○政府参考人(田中壮一郎君) お答えを申し上げます。

タウンミーティングにおきます、あらかじめ質疑者を選んで、その方に質問項目を参考までにお渡しするという点にしましては既に御報告をいたしておるところでございますけれども、それ以上の中身につきましては、現在、文部科学省におきましても、大臣の御指示の下に、総括審議官の下で具体的な中身を調査しておるところでございます。

○福山哲郎君 だつて、こんなの報道が出ています。だから、調べて担当者に聞けば終わりじゃない、やつたか、やらないか。どうですか、お答えください。調べているじゃないに、こんなの聞けば分かる話じゃない、すぐに。電話一本で分かりますよ。

○政府参考人(田中壮一郎君) ただいま総括審議官の下で詳しい調査をしておるところでございます。

○福山哲郎君 だから、動員があつたかどうかだけお答えください。

○政府参考人(田中壮一郎君) ただいま調査をしておるところでございます。(発言する者あり)

○福山哲郎君 ちよつと止めて、止めてください。

○委員長(中曾根弘文君) 速記止めてください。

(速記中止)

○委員長(中曾根弘文君) 速記を起こしてください。

○福山哲郎君 じゃ、簡潔にお答えください。

松山でのタウンミーティングでは動員要請があつたのか、なかつたのか、分かっている範囲でできるだけお答えください。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今日、そういう報道があつて、おまけに私の地元だということで非常に胸が痛いわけですが、そういう問題は実はほかのタウンミーティングでも指摘をされているようなところもこれあり、これを含めて、林副大臣の下に調査委員会をつくつて、今タウンミー

ティングすべて百七十四について調べております。

したがって、それをどういうふうに出すかということは、御案内のように、今日、中間報告が出る出ないの話もまだございまして、それ、いつまでに最終報告を出すのかということもお問い合わせをいただいているわけでございまして、その辺は統一的にこの調査委員会が発表をしていきたいというふうに、調査をして、その上で出していきたい、こういうふうにも思っております。(発言する者あり)

○委員長(中曾根弘文君) 速記止めてください。

(速記中止)

○委員長(中曾根弘文君) 速記を起こしてください。

○福山哲郎君 じゃ、再度お伺いさせていただきます。

松山で二〇〇四年五月十五日に開かれたタウンミーティングにおいては、新聞報道によりまして、百人ほどをめどに動員要請があったというふうに承っておりますが、事実として動員要請があったかどうかお答えください。

○国務大臣(伊吹文明君) タウンミーティングは内閣府が所管しておりますので、内閣府から調査をするように各省に指示が来ております。私が当時のラインに乗っていない者を責任者として調査を指示しておりますので、今分かっていることだけ私から申し上げます。

いろいろな過去の例から見ると、動員を掛けて会場を占拠されるケースがかなりあるんです、率直に言って。そのために、当時の、当時の、この担当者も人員を確保してくださいということと言った記憶があるということは、私にこの記事について報告がありました。それはお答えをしたいと思えます。

しかし、そのときに、だれが責任、だれがそのことを了解して、そしてどの担当者が向こうのだれに頼んだかということは、これは将来のその人の処分にかかわってくることで、そのことに

ついては、今まだ一人一人の裏を取らなければいけませんから、そこまでの調査はできていないので、官房長官の方にはまだ御報告ができていないという状況です。

○福山哲郎君 じゃ、政府委員、もう一回お答えください。

動員要請はあつて、今調査をしているから、それは近々その報告書と一緒に官房長官に報告が上がるということではないんです。

○政府参考人(田中壮一郎君) ただいま大臣がお答えされましたように、私も関係者から聞いておりますところは、そういう、(発言する者あり)はい、そのタウンミーティングに関しまして、一定の人員を確保していただくように教育委員会をお願いをした記憶はあるということでございます。

○福山哲郎君 それなぜ最初から言えないんですか、それが。なぜ最初から言えないんですか。

官房長官、お伺いします。官房長官、これね、やっぱりタウンミーティングの問題は、やはり教育基本法の審議の中で、やはり前の国会では、大臣が、前大臣ですよ、伊吹大臣と言つて誤解を与えますから、前大臣が、何回も何回もタウンミーティングをやつた上で、国民の声を聞いてこの法律を出したと議論いただいているんですね。これもう何回も言われていますからもう嫌でしょうけど、やっぱり前提崩れているんですよ。国民の中でやっぱり不信感もあるんですよ。

これ、いつまでに報告書を出されて、この国会で報告書を基に議論できるようにするのか、官房長官、明確にお答えいただませんか。

○国務大臣(塩崎恭久君) タウンミーティングの、何というか、趣旨に反するようなことが起きたということは、もう本当に残念なことで、二度と起きてはならないと思っております。二度と起きないようにするために今全数調査、百七十四タウンミーティングについてやっているわけでございます。

その調査がいつまでにできるのかと、こういう

話であります。これは先ほど申し上げたように、林副大臣の下に調査委員会をつくつて、外の識者を交えて――聞いていただいていますか。外の識者の手も煩わせて今職員挙げて全部これ調べているわけでありまして、したがって、それはもうできるだけ早く御報告ができるようにということ、今土日も返上してやっている、休みも返上してやっているわけでございますが、まだいつまでというところは具体的には言える段階には至っておりません。

今日、中間的なまとめがまとまるということでありまして、これは林副大臣が申し述べたように、どの範囲まで、どういう形で公表するのかというところは林副大臣のところまで今御検討のほうでございます。

○福山哲郎君 実は僕は、官房長官、本当にいろいろな形で本当に尊敬をしております、いつも歯切れのいいお答えで、私は結構あこがれている政治家なんですけれども、ちよつとやっぱり歯切れ悪いですよ、官房長官、珍しくね、珍しくね。林副大臣も私は大変信頼しているんですが、内閣府でやつたことを内閣府の副大臣が調査するのはいかなるものかなと私は思っているんですよ。

もう一個申し上げれば、これ、安倍内閣が最重要課題だと言われている教育基本法の審議をして、その中でやらせが見付かったんです。この教育関係の八回のうち五回やらせ質問があつた。この八回だけの調査でも早急に調査をして出すのが審議をするに当たつての最低限の私は条件だと思ふんですが、官房長官、いかがですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 教育の関係については、衆議院の教育特の方には八回分すべてについて御報告をもう既にいたしております。

ただ、その後の問題もあるし、それから、他のもうこの際タウンミーティング、これは安倍政権になってやつたことではなく、安倍政権の前の政権のときに百七十四回やつたタウンミーティングについてすべてこれを見直していこうと。その上で、新たに安倍政権としてタウンミーティングや

るときにどういうやり方がいいのかというのは、今回の調査で出てくるであろう様々な問題点を克服する形で新しいやり方をつくり出してやりましょうと。こういうことになっておるわけでありまして、で、歯切れが悪いということで福山先生に失望されてしまうのは残念であります。別に歯切れが悪いわけではなくて、ばらばらばら出して何のことやら分らないよりは、全部を調べて統一的に皆様方に御説明ができて、その上で、何が悪かったのか、どこに責任があつたのかということをお明らかにすることをした上で、新しいやり方をつくつてスタートを新たにしましうというのを言っているわけでありまして、その点については御理解を賜りたいというふうに思っております。

○福山哲郎君 実は、先ほど私が伺いた松山の話は教育に関するタウンミーティングの問題です。もう御案内のとおりでございます。

衆議院に先ほど出されたとおっしゃいますが、それでは全く足りないのだからやめて聞いているわけです。それは全体終わるまで待つてくれということでは余りにも不誠実だから、教育の問題に関しては今分かっている分だけでもいいから明らかにしてほしいと私はお願いをしています、本当に前提が崩れていますので。じゃないと、なかなか委員会の審議が進みません。

そこは非常に、我々としても、こんなタウンミーティングみたいな議論をしていることが教育基本法の本旨かと、趣旨かという、違ふと私は思っているんですね。だからこそ、早くこの八回分に関してはより詳細な報告書をそれこそ官房長官の責任で出すと、委員会に出すと、今日言っていただけではそれではいいんですが、官房長官、どうですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) いや、もうそれについては調査委員会が調べているとしか言いようがございません。で、後は、委員会のお話であれば、それは委員会で御議論を賜つて、理事間で御議論をいただければと思います。(発言する者あり)

○委員長(中曾根弘文君) 速記止めてください。

(速記中止)

○委員長(中曾根弘文君) 速記を起してください。

○福山哲郎君 速やかに教育関係、タウンミーティングの教育関係に関する資料を、早急に報告、資料を提出をいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(山本信一郎君) お答えいたします。

教育改革タウンミーティング、八回につきまして私も調査をいたしました。その調査報告書、それからそれに、それからこれまでいろいろ、種々公開してまいりました契約書、請求書、こういったものを添えて、直ちに御報告をする所存でございます。

○福山哲郎君 今のは、おとといの、一昨日の運輸委員の発言の領収書等も含むのと、それから私が申し上げた動員関係の資料ももちろん含まれると考えてよろしいですね。

○政府参考人(山本信一郎君) お答えします。

運輸委員からお話ございましたあの件につきましては、社内経費でございますので領収書はありません。

それから、二点目の動員関係でございますけれども、これについては現在私も調査中、全数調査中でございますので、これは全部今洗っておりますのでございますので、直ちにはお出しできません。(発言する者あり)

○委員長(中曾根弘文君) 速記止めてください。

(午後二時二十六分速記中止)

(午後二時四十二分速記開始)

○委員長(中曾根弘文君) 速記を起してください。

○福山哲郎君 それでは、官房長官に要求をさせていただきます。

まず三点。一つは、今議論になりました松山の百人教員が動員をされた件について、詳細について早急に資料を提出をお願いしたいこと。二点目は、

衆議院で今八回のタウンミーティングの分について資料が出てきましたが、それでは足りない分が、不足分がたくさんございますので、それについてのより詳細な資料を御提出をいただきたい。それから三点目は、一昨日の運輸委員の事前調整費に関するより詳細な請求書も含めての資料提出をお願いしたいと思いますが、官房長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今の御質問、御要望の中にも必ずしも具体性が十分なものではないものもございますので、是非、理事会で詰めていただいて、理事会で御協議をいただいた上で調査委員会と接触をしていただいて、そこで答えを出せるかどうかを御議論、お話をさせていただきたいというふうに思います。

○福山哲郎君 では、委員長、理事会の方で今の三点の要求について真摯に御議論いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○委員長(中曾根弘文君) ただいまの件は後刻理事会で協議をしたいと思います。

○福山哲郎君 では、質問を続けさせていただきます。

今の松山の動員のことについては、より詳細な資料をいただけるということで、それを待つことにしますが、一言だけ申し上げておきますと、そのころには文科省が県の教育委員会にタウンミーティングの参加者の取りまとめを依頼をして、呼び掛けて百人が応じた。住所、氏名、電話番号などの個人情報記載した応募リストを国に提出したというふうな報道にはあります。私は事実関係が分からないので、事実関係を知らたくてお伺いします。このことについても重ねて答えが、答弁ができるように早急に準備をいただきたいと思っております。

では、次に行かせていただきます。問題のタウンミーティングでございますが、塩崎官房長官にお伺いをします。

官房長官がいつも最近答弁で言われています、司会者が、タウンミーティングを活性化するため

に最初の会議の中でまず御意見を壇上で言っていた。だと、そういうことに謝礼金を使つたと、やらせだけに使つたのではないと、(発言する者あり)やらせは使っていないんですか。やらせには使っていないとおっしゃってられますが、この壇上にお上がりいただいて、それで質問のスタートにしていた。いただいた方の謝礼金はお幾らだったんでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) もう一回申し上げますと、これは十六年度以前にあったというふう聞いています。わけでありまして、したがって、今年度、昨年度はないわけでありまして、この十六年度以前にあったのは、今お話があったように、司会者から例えばどここの観光協会の会長さんには是非地域おこしについてまず御発言をいただきたいと思ひますと言つて壇上ないしは自分の席で発言をしていただく、こういう場合に五千円お支払をしたというふう聞いています。ところでございまして、五千円というのが私たちが聞いていた支払った額だということに思っております。

○福山哲郎君 実は、ここははっきりしておきたいんですが、その平成十六年度の仕様書、この仕様書は内閣府が作成をして、当該依頼をした広告代理店にこういう形でやりなさいといつて出した仕様書で間違いないですね。

○政府参考人(山本信一郎君) 委員御指摘のとおり、仕様書というものを内閣府の前に入札をして、仕方をいたして、それに基いて業者の方に入札をしていただく、こういうものでございます。

○福山哲郎君 まず、おとといの、一昨日の運輸委員の質問に多少補足をさせていただきますと、この仕様書の中に実はエレベーター手動二名、エレベーターから控室までの誘導二名、それから会場出入口にお迎えとかですね、こういうものが全部実は仕様書に書いてあります。この間、政府委員は、それは単価はもちろん広告代理店が、業者が出したものだおっしゃいましたが、その指示を項目別になっているのは実は内閣府が出していますから、出された仕様書に沿って単価を入れる

のは実は当たり前の話でございます。まず内閣府がエレベーターのボタンを押す人を二人で、こういうことをちゃんと指導していたということだけははっきりしておきたいと思ひます。それで入札が落ちていたということは、先ほどの人件費の金額も含めて、運輸委員が言われたみたいに非常に高額の人件費で、まあ簡単に言うと、エレベーターのボタンが一回四千円でしたら、五千円でしたら、四万円、まあとにかく、詳細はもう結構ですが、そういった仕様書に基づいて広告代理店は作つたということだけははっきり申し上げておきます。

その仕様書を見ると、官房長官、細かいこと言うようでは恐縮なんです、官房長官の言われた登壇をして依頼をして口火を切つていただく方とかの協力者とは分かれてるんです。仕様書、これ、お手元にお配りをしました仕様書でございます。

配つてください、資料。

(資料配付)

○福山哲郎君 今、内閣府が作つたということは内閣府は今お認めになりました。その仕様書があつて、仕様書を今、僕、抜粋をしています。それもやらせがあつたと言われている平成十六年度の仕様書でございますが、これ見ていただきますと、仕様書の中にちゃんと書いてあるんです。一回当たり実施事務、①から⑤を民間人有識者等へ支払い。①民間人有識者謝礼金。これは講演をいただく方みたくです。それから、民間人有識者交通費。これは御講演いただくから移動があるんでしよう。これは問題ないです。その次、これが官房長官の言われている依頼登壇者謝礼金等、そして四番目、その他の協力者謝礼金等であるんです。実は、先ほど官房長官の言われた五千円は④なんです。下見てください。実は仕様書に指定単価まで書いてあるんです。④のその他協力者謝礼金等が五千円。そして、③の官房長官の言われた依頼をして登壇者の謝礼金というのは③、二万円に

なっているんですよ。これ、官房長官、先ほどの答弁と違うんですよ。

これは一体どういうことなのか、官房長官、ちよつと御説明をいただくか、官房長官はひよつとしたら報告を受けておられないかもしれない。それだったら政府委員でも結構でございます。

○政府参考人(山本信一郎君) お答えいたします。

今の福山委員御指摘のこの項目でございますが、①の有識者謝礼金、これは正に有識者としてパネルに入っていた方。それから、③の依頼登壇者謝礼金、これは指定単価で二万円といたしておりますが、これにつきましては、タウンミーティングをスタートしましてからしばらくの間、地元の代表的な方に、関係や民間有識者とともに初めから、もうスタートから登壇をさせていただいて議論に加わっていただく例がございまして、この方々に二万円の謝礼金をお支払をするという具合に整理をした項目でございます。

それから、④のその他協力者謝礼金等、これは単価五千円でございますが、この方々につきましては、会場の方を司会者があらかじめ指名をして御紹介をして口火を切っていた、その方の中に指名をされた後登壇されて発言された例もございまして、こういうことでございまして、この二万円の例と五千円の例はそういう具合に明らかに異なっているの、御理解いただきたいと思っております。

○福山哲郎君 官房長官、ずっと委員会の中で答弁されていますよね。問題については御意見を壇上で言っていたとしますと、地元の方の有識者みたいな方に答弁をいただくときもおっしゃいましたよね。これ、ずれているんですよ、答弁は、はい、官房長官、どうぞ。

○国務大臣(塩崎恭久君) さつき申し上げたように、いや、その有識者という言葉がどこまで入るかというのは問題ありますが、例えばPTA会長でもいいんです。それから、観光協会の、地元の道後温泉の旅館組合の組合長でもいいんです

が、そういう方に席にいらしていただいて、それでお願いをしておいて、この話題になったときにまずしゃべってくださいと言つて紹介をして、壇上なしは、まあ自席の方が多いようですが、こういう五千円ケースはですね、自席が多いようですけど、そこで問題提起をしたらうと、発言をしてみたら、それでその謝礼に五千円を昔払っていた、こういう話です。

今の二万円のケースは、初めから壇上にパネリストとして上がつてもらつて、国会議員や大臣や他の東京辺りから来たいわゆる有識者と並んでやつていただく方について二万円をお礼でお支払をしていただくということで、決して変わっていないというふうに思います。

○福山哲郎君 実はそれが三万円なんですよ。そうなんですよ。それは民間人有識者三万円なんですよ。政府委員。

○政府参考人(山本信一郎君) 今のお話でございますけれども、閣僚と有識者、ケースによつて違いますけれども、例えば総合規制改革会議の会長とかそういう方が、中央からの有識者、三万円、いろいろな方がおられます。

それから、それに加えて、初めのタウンミーティングをスタートしたしばらくの間は、地元の有識者の方を初めから壇上に、そういう方と一緒に並んで、ネームプレートを付けて座つていただいて発言していただいております。この方が二万円でございます。

五千円というのは、会場におられる方をあらかじめ指名をして御紹介をして口火を切つていただくというところをお願いをしていると、これが五千円という具合に整理がされております。

○福山哲郎君 もう一回二万円を御説明ください。もう一回二万円を御説明ください。

○政府参考人(山本信一郎君) 済みません。

閣僚と有識者という方がおられます。それにプラスしてタウンミーティングを始めたしばらくの間は地元の方のそういった代表的な方、有識者の方を初めからその壇上に座つていただいて、閣僚と有

識者の方と共々パネリストとして議論していただいた、最近ではこれはございせんけれども、初めはそういうことがあつて、それがこの二万円の方でございます。

以上です。

○福山哲郎君 いや、昨日官房長官の答弁は、司会者が、どここのどういふお仕事で、どういふ頭張り方をしている方に、どういふ問題についてまず御意見を壇上で言つていただきますと、これ先ほど言われた地域の有識者ですよ。

○国務大臣(塩崎恭久君) 蓮舂議員の御質問のときに、壇上なしは会場というふうに私言つたと思います。で、改めて聞いてみますと、どちらかという壇上でやるよりは自席で立ち上がつて今のような紹介を受けて、今日はこのどここのだれだれさんにまず代表して問題提起をしてみたいと、そういう形で言つていた。それが五千円をお支払をしていた、かつて支払つていた相手だということ、さつき言つたように、同じ地元の人でも初めからパネラーと、パネリストとして座つて議論をしていただく方に二万円を払つていたと、で、東京辺りから来ていただいたりとかいう、そういう方々にはたしか三万円をお支払をしていただこうというふうに私は聞いております。

○福山哲郎君 そしたら、各タウンミーティングの会場で何人の方に三万円を支払つて、何人の方に二万円を支払つて、何人の方に五千円を支払つたのか、教育関係の八回について結構でございますから、これはもちろん相手から領収書もらつてはいるはずですので、それを全部出してください。そしたら、人数符合すればそれが正しいかどうか分かるはずですから、その五千円の中に、官房長官、やらせの質問をお願いした人はいらつしやらないと今はおっしゃっているんですよ。確認だけさせてください。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今申し上げたように、ちゃんと御紹介をして、そしてキックオフ的な問題提起をしていただくという方々に五千円をお支払していたというふうに、かつて慣行と

してやつていたということで、いわゆる質問を作つてこれしゃべつてくださいますと、やつた人ではないというふうに私は聞いております。

○福山哲郎君 つまり、質問を作つてこれやつてくださいますという人にお金を渡してないということですね。

○国務大臣(塩崎恭久君) そのとおりであります。

○福山哲郎君 分かりました。

じゃ、先ほど申し上げた八回の会場で何人分、どの金額で何人渡したか、それは符合すぐできると思いますので、お示しください。

○政府参考人(山本信一郎君) 八回の教育改革タウンミーティングにつきましては、このいわゆる五千円の支払をしたことはございせん。ありませんでした。

○福山哲郎君 その次、実は問題になっている平成十六年、十七年は同じ広告代理店がずっと入札をしていました。で、これ入札状況を見ているんですが、全部実は、私のところに入札状況調査が出てきました。資料あるんですよ。出そうと思えば出せるんですよ。これはやっぱり出せるものは出していただいた方がいいと思うんですが、これは実は三回の入札、十六年、十七年、十八年、入札全部同じ会社が入札をしているんですよ。平成十七年、平成十八年、それぞれの入札予定価格をお示しいただけますか。

○政府参考人(山本信一郎君) お答えいたします。

お渡ししております入札状況調査というもので、各社が幾ら入れて、どこが一番安く、どこが取つたという資料の中で、今、福山委員御指摘のように、予定価格というものを我々セットをしてこの入札をするわけでございましてけれども、この予定価格を公表すべしという御質問でございましてけれども、他の契約の予定価格を類推させるおそれがないと認められるものに限り公表することとしているわけでございまして、このタウンミー

ティングにつきましては、同じようなものを年二十回とか二十五回とかやるものを毎年やっていると、同じ業者が落とされているんですよ。本契約のように、同様あるいは類似の事業が繰り返されるものにつきましては、この予定価格を事後のでも公表することは適当でないという具合に考えておるところでございます。

○福山哲郎君 ごめんなさい。今、これ大問題になっているんですよ。で、代理店、三回、三年間同じ業者が落とされているんですよ。それで、類似のタウンミーティングがあるかもしれないし、類似の何かがあるかもしれないとおっしゃるけど、先ほどのいろんな大臣の誘導の話やエレベーターのボタンを押すのが何千円という話も含めて、やり方自身が今問われているんですよ。類似のがあるから出せないというのは全く理由にならないじゃないですか。だってこれ、この議論をしているんだから。それじゃ全然明確な理由にならないと思うんですが、もう一回お答えください。

平成十六年、平成十七年、平成十八年の入札の基準価格、予定価格について御答弁ください。

○政府参考人(山本信一郎君) タウンミーティングをより簡素に、もっと厳しく節約していくということできつちりとやっていきたい。それも調査委員会で種々調査をしていただくということになつておりますが、今の委員の御指摘自体につきましては、「国の契約に係る予定価格の事後公表について」ということで、これ財務省の方から示されております一般的なルールでございますので、これについては御理解を賜りたいと思います。

○福山哲郎君 ごめんなさい、一般的なルール、じゃ説明してください。さっきは類似があるから駄目だという、違ふじゃないの、御答弁が。

○政府参考人(山本信一郎君) お答えします。

一般的なルールの中に、他の契約の予定価格を類推させるおそれがないと認められるものについては公表すべしという具合に書かれておりまして、この我々の場合は、この類推させるおそれが

あるという具合に判断しておるものでございます。(発言する者あり) 失礼しました。その財務省から示されておりますものは、平成十年三月三十一日付けの大蔵省主計局長から各省庁会計課長あての通知でございます。

○福山哲郎君 いや、それならそうと、昨日、事前通告のときに言ってくれないと。そうしたら僕、財務省呼びましたよ、今日。そのこと言わないから、今日、財務省呼ばないじゃない。で、それ、おかしいでしょう。

類推すると言うけど、今これも完全に問われているんですよ、お金の使い方も含めて。これと同じように、また同じようなものをやるおつもりなんですか。

○政府参考人(山本信一郎君) タウンミーティングの経費の在り方についてもしっかりと厳しく見直していきたい、いかなければいけないとは私も考えております。

しかし、今の予定価格の公表につきましては、今申し上げましたとおり、一般ルールの中で我々としては処理せざるを得ませんので、御理解いただきたいと思っております。

○福山哲郎君 見直すつもりがあると今おっしゃったじゃない。見直すということは関係ないじゃないですか、今までの過去の類推の話とは。これは国民の税金ですよ。これからはこういう形でやらない前提で今やっていると。これを類推してものををつくるわけじゃないですか。(発言する者あり)

予定価格、これ、何で出ないんですか。ちょっと、もう一回。

○政府参考人(山本信一郎君) 繰り返しのようになっては他の契約の予定、類推させるおそれがあるというところで、ルールとして出せません。

○福山哲郎君 ちょっと止めてください。

○委員長(中曽根弘文君) 速記を止めてください。

【速記中止】

○委員長(中曽根弘文君) 速記を起こしてください。

○福山哲郎君 済みません。なかなか予定価格出していただけないみたいなんです。これ類推が、なぜ類推されるのかちよつと説明が不十分だと思ふんですが、これ例えばタウンミーティングをやっているにしたら、この仕様書はもう一回全面的に見直すんですよ、当然、当たり前のように。

○政府参考人(山本信一郎君) 節約もしないといけませんし、厳しく見直しをしていきたいという具合に思っておりますし、委員会でも、調査委員会でもそのような調査がなされるものという具合に考えております。

○福山哲郎君 つまり、仕様書を出して、それに對して見積りを取って入札をするわけですよ。その仕様書を今もう一回前提全部変えんと言っているんだから、類推なんかできないじゃないですか。そうしたら、その先ほどの一般の、何で入札の公表の制限というのは当ではまだないんだから、予定価格出してもいいんじゃないですか。

○政府参考人(山本信一郎君) そういう具合に見直していく必要があるという具合に考えておりますが、これはこれからの作業でございます。したがって、現時点でやっぱ類推されるということを出すのは適当でない、このように考えております。

○福山哲郎君 私は、全く理解ができないし、納得もできないんですが、もう切りがないので、理事会で委員長、協議をもう一度だけさせてもらいます。

○委員長(中曽根弘文君) ただいまの件は後刻理事会で協議をいたします。

○福山哲郎君 実は私、本当はいじめのこととか学校内暴力のこととか、教育基本法にかかわることをたくさんやりましたんですけど、なかなか明快な御答弁いただけなかったたので、次回に移し

たいと思いますが、とにかくこのタウンミーティングは、これ例えば教育基本法がどんな形であれ、やっぱ国民に信頼され得るものでなければいけないと私は思っているんです。こんな前提で、こんなに資料も出てなくて、不信の中で教育基本法がやっぱ議論されること自身子供たちにとつて不幸だと思いますし、とにかく真摯な資料提出と真摯な審議を与党側に、政府側に求めまして、私の質問取りあえず終わりたいと思います。

どうもお騒がせしました。ありがとうございます。

○神本美恵子君 民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。

伊吹大臣とは初めてやり取りさせていただきまして、私も、私はいじめ問題について中心にやらしていただくと思っております。

実は、昨日も夜、山形で高校生の女子生徒の方が恐ろしくいじめであろうと言われる理由で自殺をされたという報道に接しました。もうこの間、本当に次々と失われていけない子供の命があんな形で失われていくということで、私も、恐ろしく皆さんもそうだと思いますが、朝起きて新聞を見たリテレビを見るのが何だか怖いようなこと本当に数か月間が続いていると思います。

表面化しただけでも、今年になって表面化した北海道、それから八月以降には愛媛、福岡、岐阜、埼玉、大阪、正にこれはもう、そして昨日の山形と、異常事態と言えんではないかと思ひます。

しかもこれは、予測していなかったんですけれども、お昼ごろのニュースで、昨日のその山形の自殺の件が県の教育委員会に当該高校から報告が上がったんですが、その高校担当の教育次長や高校教育課長らには対応するために県教委に残られたんでしようけれども、その日、実は予定されていた教育委員と教育長の歓迎会があったんだそうです。それに、その教育委員と教育長には子供さんの死は伝えられなかったけれども、それが自殺であ

るということは伝えられず、課長以上の職員ら二十一人でレストランで予定どおり歓送迎会をされたということがお昼報じられたんですが、まあ、こういうことは予定されておりますので、それぞれ都府で実施されることにとかく言うことではないんですけれども、こういうことが報じられますと、やっぱり子供たちは見ているんですよ。で、あなたたちの命を守りななくてごめんなさい、もう何とかしますよというメッセージを幾ら一生懸命送ろうとしても、一方でその県の教育委員会がなぜこういうふうなことに、教育長さんに言っていれば、教育長さんこれは取りやめにされたかもしれないし、何でこういうことになるのかなと。

私、やっぱり今、誠実さというか大人の真摯な態度が求められているんじゃないかと思うんですけれども、この状況について、大臣どのようにとらえていらっしゃるんですか。

○国務大臣(伊吹文明君) 私を含め、今先生のお尋ねに対してこういうところで答弁をして、人、仕組みを非難する前に、やはり大人の一人として、教育行政に携わる者の一人として、一人一人が今先生のおっしゃったような誠実さと、それからもう一つ言えば、私は、やはりその任に当たるいろいろな人の感性を磨いてもらわないといけないと思うんです。

今回、今先生が御質問の中でお挙げになった山の件については、二、三日前にお母さんとか御家族にはいじめられているということをどうもおっしゃったようですね。それが学校にいつ伝わったんだろか、伝わってなかったんだろかということを考えて、やっぱり若干残念だなという気持ちもします。

それから、校長先生は、テレビの画面で私が拝見すると、至らないことで、命をなくしてしまつて本当に申し訳ないということを頭を下げておられました。これは、一時限目に生徒は授業に出ているんですね。二時限以降はいなくなっちゃったわけですが、そこでしかるべき対応をしていない

かつたことについておわびをされているんです。ですから、御家族にこの悩みを打ち明けたときに、やっぱり御家族も、プライドもあるでしょうけれども、やはり学校に話していただく。学校もやはりできるだけの注意を払っていく。そして、それをやはり教育委員会が、学校現場はやはりいろいろなことがあって大変ですから、その現場の状況をよく教育委員会も把握して、上に立つ者として、やはりつらいときは率先垂範しなければいけませんから、先生のおっしゃっていることについては私は全くそのとおりだと思いますし、私自身も文部行政の責任者として、今の先生がおっしゃっていることは拳々服膺して事に当たりたいと思っております。

○神本美恵子君 大臣もしつかりこの異常事態というところを受け止めていらっしゃるというふうには私は拝聴しましたので。

私自身も、私、福岡の出身ですので、岐阜と福岡で起きたときに、民主党のいじめ問題調査団の一員として行ってまいりました。そのときは、県教委、町教委、岐阜は市教委ですね、お会いして、それから遺族のおうちにも行って弔問もさせてもらったんですけれども、やっぱりその遺族の方たちというのは、もうやり場がないんですね。我が子を失った悲しみと、もう一つは何で守つてやれなかったかというその無念の思いで、本当にもう、三週間たつたときに私たちは行ったんですけれども、それでもいたたまれない、そばでお話聞かしてもらいながらいたたまれない思いをしたんですけれども、やっぱり一番おっしゃったのは真実を知りたいと。なぜこんなことになったのかということ、それは二度と帰ってこないけれども、同じような犠牲を出さないために、これから繰り返さないためにとおっしゃって、それは私たち政治に携わる者としてしつかり受け止めてこれからやり直すからと言ったにもかかわらず、その後続いていることについて、私も元教員でもありますし、その一人としては非常に今でも本当にじくじたる思いがしております。

新聞報道等でも学校の隠ぺい体質とか、相談を受けたのに、先ほど大臣がおっしゃったように、御家族、家庭でも聞いていたのに、それが自殺を止めることにならなかったというような事態がやっぱり相変わらず続いているということについてどうしたらいいんだろかということ、まず、いじめであろうと何であろうと、自殺に、子供たちの自殺の連鎖に歯止めを掛ける。特に、いじめによる自殺というのが学校教育にかかわって起きていることですので、これについて緊急対応として、メッセージは一応大臣お出しになりましたけれども、緊急に、これという特効薬はないにしても、何かできることはないかというふうに考えるんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 実は最初、自殺予告の手紙が私あてに来ましたときも、これを公表すべきかどうか、私は随分考えたんです。というのは、一つは、連鎖を呼ぶ可能性があるということですね。それから、文面が本当にこれは正しく児童が書いたのかどうなのかということについて、いろいろな見方が当時もございました。しかし、あのときは、水曜日までに何のアクションも取られなければ土曜日には自殺をするという文面になっておりましたので、テレビ、新聞等も含めて協力をしていただいていたあいう公表に踏み切ったわけです。

その後、先生が今おっしゃったようにいろいろ残念な事態が起こりましたので、メッセージをいじめられている子といためている子と、それからその兆候をつかんでいただかなければならぬ保護者、学校の先生、三人にわたって私が出しました。これは各教育委員会を通じて全児童に必ず配っていただくようお願いしてあります。

これは、やはり自殺をする子供、いじめられている子供にもプライドがあるんですね。話したくないというプライドがあるんですね。しかし、それを乗り越えて話をしていくケースもあるんです。しかし、御両親も家族としてのプライドがある

り、学校もそれを表に出したくない、教育委員会もこれを表に出したくない。ですから、全国の担当者、教育委員会の担当者に来ていただいたときには、再三、全国のいじめが生じた場合の成功事例を各々共有してもらおうように努めております。それから、自殺が少ないということがいいんではなくて、いじめがあつたけれどもそれをこういう形で食い止めたということを高く評価するようにということをお願いしております。

そして、総理からも衆参で御答弁を申し上げたと思えます。特に、総括質疑で御答弁を申し上げたように、子供が直接、プライドがあるから話にくいけれども、まあチャイルドラインとかいのちの電話とかいろいろなものがございますので、これが特に、あれはどなたの御質問でしたでしょうか、この場で御質問があつて、お昼にやはり電話が掛かっちゃうと、そうでした。水岡先生がそのことを御指摘になりました。総理もいろいろそのことについて今各省と連絡を取つて、夜掛かつてきた電話も必ずどこかへ転送されるようにというふうなシステムを確立したらどうだということを入閣官房を中心に今、塩崎さんのところで考えてくれていると思いますし、しかし何より一番大切なことは、できるだけ周りにいる者が早く兆候を見付けて、そして、昔であればやはりそれは御家庭で対応していただくのが昔だったんですね。だけれども、再三申し上げるように、核家族になりそして共働きになっておりますから、実質的に子供の話を聞く人たちの数が非常に減っております。その中で学校の先生に負担が非常に増えているということを私は再三ここで申し上げております。

ですから、それをカバーしていくように地域との交流とか何かもやっていかなければなりませんし、これ問題がここへ出ておりますから当該学校、教育委員会が非難されておるんですが、表に出ていない何十倍と未然に防いでくれている学校があるということもやはり理解をしてやつてもらいたいなと私は思っております。

○神本美恵子君 私も学校におりましたので、今大臣おっしゃったような、まあ大分理解していただいているのかなというふうには思いますけれども、今本当に先生たち、もちろん親御さんたちもそうだと思いますが、あしたもしかしらうちのクラスで思い詰めて学校に来れなくなる子がいるんじゃないかと、親御さんは、この前、運動さんもおっしゃっていましたが、今日無事に帰ってくるかどうか、そういうやつぱり非常に不安に包まれている中で緊急にやらなきゃいけないことの一つは、この前の水岡議員の提案受けて今真剣に取り組もうとしていらっしゃるというのを大変いいことだなと思うんですが。

もう一つ、私は、やつぱり今ブライドがあるとおっしゃいましたが、十年ほど前に私教員をやっていたころ、いじめに関する国際会議、ちょうど十年前は大河内君の自殺からずっと引き続いて、九四年、五年、六年ごろですかね、やつぱり今のうちに自殺が相次いだ時期がありました。

そのときに、イギリスも非常に、今いじめに苦しんでいるというふう聞いていますが、割と先進的な子供参加の取組などをしていたので、そのNGOの方やノルウェーのジャーナリストの方やアメリカの方々、国際会議をやったんですね。

そのときに、日本に来て六年ぐらいになるけれども、学校に行ってみると日本の学校というのは非常に、恥の文化とそれから我慢の文化と非常に強いヒエラルキーがあると、学校の中にですね。そういうものがやつぱり学校文化として子供たちにも伝わって、何か失敗することは恥ずかしいことでは人には言えないとか、いじめられていることは人には言うのは恥ずかしいとか、やつぱり自分が悪いんだから我慢しなきゃいけないとか、それから管理職と一般の教員とそれから子供の間には非常に強い上下関係があるというふうには、これはアメリカの方が日本の学校に六年ほどいたときに感じたものだというお話が非常に印象に残っていたんですけれども。

今、逃げ場、逃げなさいと、私も教員だからそ

んなこと言いたくないんですけど、学校で守りたいと言いたいんですけども、もうこの期に及んで今この状況の中では、とにかくつらかったら逃げていいんだよと。それは逃げる場所、例えば学校には何と来たけど教室に入れないから保健室とか、司書の先生が優しいから図書室とか、いろんな逃げ場がある、学校の中にも外でもあると思うんですけども、その逃げ場をあるいは子供の居場所を確保するという点について、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 恥の文化とか今先生がおっしゃったものもそれは、すべて私は否定すべき、ネガティブに考えるべきことじゃないと思います。日本には日本の伝統的な文化があるわけですから。例えば未履修のような恥ずかしいことはしないんだという恥の文化をしつかり持っていた、だかいいけないわけですね。

ただ、子供が苦しんでいることについて外へ出したくないということが、まあ管理職と一般職員との間のヒエラルキーが強いからということとは私は結び付かないと思いますね。

○神本美恵子君 違うんです。そういう意味じゃない。

○国務大臣(伊吹文明君) ですから、いろいろな逃げ場というのは当然私があつてもいいと思いませんし、ケースワーカーなんかですね、特に臨床心理士なんかの配置などは少しいという意味ではやらなければいけないと思いますが、それ以上に大切なことは、やつぱり御家庭で子供さんの苦しみを、共働き、核家族ではあるけれども、多くの場合ですね、お母さんやお父さんがそれを把握したと、子供の兆候を。学校へ言つて教育委員会へ言つたんだけどその対応が非常にまずいというケースが新聞によく出ますが、多くのケースは御両親には何の相談もなかった、あるいは知らなかったというケースもあるんですよ。

だから、これは学校現場の問題もありますが、同時に御家庭、いろいろなところに逃げ場をつくつて、これはまあ大きく言えば、やはり豊穡の

中の精神の貧困のような先進国に特有の現象が日本にも病理として今広まっているという中でひとつ考えなければいけない部分もあるんだと思うんです。ですから、学校固有の問題として、教師がけしからぬ、親がけしからぬ、教育委員会がけしからぬと言つても、困るのは子供だけですからね。みんながやつぱり、一番最初先生がおつしやつたように、子供を守っていくんだという使命感とそれから誠実さと感性を持つて事に当たる以外の私は方法はないと思います。だから、水岡先生がおつしやつたことについて安倍総理がすぐにそういう検討を始めるということを示したというのも、これは一種の感性であり、やつぱり彼の誠実さ、総理の誠実さだと理解してあげていただきたいと思っています。

○神本美恵子君 その電話相談で何とかこう、そこで自分の命がなくなっていくということはすごく大事だと思うんですが。

もう一つ、やつぱりその逃げ場所として、例えば、私は、今朝だったかな、新聞で見て、フリースクールのネットワークの人たちが、やつぱりそういう子供たちの、フリースクールは、不登校で学校に行けない子供さんが代わりにそこに行つていろんな自分の生きる道を見付けていくというような取組されているんですが、そこにいつでもおいでよというところがちよつと新聞に出ていたんですね。そういうところと、文科省が音頭を取るか各都道府県で音頭を取るのか、各県にあると思うんです是非連携をして、子供たちの一時避難所としてもいいですし、何とかな、今追い詰められて連鎖でつい自分も楽になりたいと思つた子がいたとしたら、そういうところに逃げていくんだよということをは是非アピールとして出し、アピールというか、子供たちにメッセージしていただきたいなというふうに思います。

今日は本日は六十分の予定で、今は緊急対応でちよつと是非要請したいんですが、いじめというのは完全になくなるということではなくて、いじめはいつでもどこでもだれにでも起こり得ると

いう認識、これは文科省も十年前のときから示しているつもりです。それはいいと思うんですが、じゃ、いつでもだれでもどこでも起こり得るこのいじめというものを、起きたときにそれをどう解決していくのか、あるいはより起きにくくするのかわからないような取組というのがやつぱりなされないかと、それが本来の学校であらうというふうに思いますので、そういう観点から、ちよつと文科省のこれまでの取組について伺いをしたいと思います。

文科省は毎年、「生徒指導上の諸問題の現状について」というのを出版していらっしゃいます。これは一九八五年度から調査をされているんですけども、この中には、暴力行為やいじめ、高等学校における不登校、高校中退、児童生徒の自殺者、教育相談機関設置状況というように、主にそれについての実態が現状としてまとめられているんですけども、これを調査している目的ですね、目的は何なのか。私、毎年はちよつと読んでいたんですけど、これをどう分析して施策に反映させられているのか、ちよつとその点について御説明をお願いします。

○政府参考人(銭谷眞美君) ただいま先生からお話ございましたように、文部科学省では、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題について全部で八項目にわたる調査を毎年行つております。この調査の目的は、こういう子供生徒指導上の諸課題について全国の状況を各学校から教育委員会を通じて集めることによりまして、各学校、教育委員会における取組の充実を促進するというところにございます。

例えば、問題行動の状況を前年度と比較をすることによりまして、なぜ例えばいじめあるいは不登校あるいは暴力行為、こういうことが増えたのか、減つたのか、その問題につきましても効果のあった取組にはどういうものがあるのか、あるいは今後指導を行う上での課題は何かといったようなことについて分析を行い、他の都道府県での指

導の参考や文部科学省のこれからの施策の検討に活用していることとでございます。また、毎年、全国の生徒指導の担当者を集めた会議におきましてこの調査結果を報告をし、情報交換を行い、全国の生徒指導担当の方々の間で情報の共有も図っているところでございます。

○神本美恵子君 調査はそれによって効果のある取組や課題があるところを見付けたいというふうに言われましたが、じゃ、具体的にそういういじめやあるいは校内暴力等がすごく、なかなか前年度比として減っていないというところに対しては、何かそれに対する支援措置、学校や地域的にこういう支援が欲しいというような現場からの声がボトムアップしていくようなシステムはあるんでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) いじめの問題に限定をして申し上げますと、やはり私も、いじめにつきまして、これを早く兆候を把握をして迅速に対応するということが一つ大事だと思っております。そのための各都道府県での、例えば子供にアンケートを実施してその中から問題を見いだして対応していく事例ですが、そういうものを広く紹介をしたり、あるいは問題を隠さずに学校、家庭、地域社会連携して対処する必要があるわけでございますので、そういった取組の事例というもの、これも広く共有化できるような、そういうことをこれまで取り組んできたところでございます。

それから、特に教育相談ということが大変大事でございますので、相談機関の整備、更には各学校にスクールカウンセラー、こういう方を置くような措置も、こういった調査結果を踏まえて平成七年度から実施してきたところでございます。

加えまして、私どもとしては、本当にその問題対応のために、教職員の配置ということにつきましても数次にわたる教職員の定数改善計画で、こういった問題を抱える学校、あるいはこういう問題に対応できるための教職員の配置ということについても努めてまいったところでございます。

いずれにいたしましても、私どもが実施をしておりますこの調査結果を踏まえて、施策につきましても私どもこれまで努力をしてきたところでございますし、今後も一層取組をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○神本美恵子君 調査結果を踏まえて対応してきたというふうにおっしゃいますけど、例えば学校がいじめをどのように知ったかということも、いじめ発見のきっかけということで調査が毎年恐らくなされていると思うんですね。これを見てみますと、今日ちよつと資料をお配りしていないので委員の皆さんにお分かりづらいかと思いますが、一番多いのが、いじめられた児童生徒からの訴えというのが約三二%で一番多いんですが、その次が担任教師の発見、二〇%、その前、二番目は保護者からの訴えが約二六%、担任の教師の発見が二〇%というふうになっているんですけれども、ちよつとこの発見のきっかけを見て不思議だったのは、スクールカウンセラー等からの情報というのが一%なんですね。外から想像するに、スクールカウンセラーの方が配置されているところでは、まあ子供たちいつでもそこに相談に行ける状態になっているのではないかと思うんですが、そのスクールカウンセラーの方が教職員と情報を共有するようなシステムになっているのか、なっていないのか、それから配置状況にもよると思うんですね。

ちよつと時間が無いので質問が一緒になりますが、スクールカウンセラーが今のくらしい配置されていて、そのスクールカウンセラーはいじめの発見やあるいは子供の心のケアについて学校内でどういう働きをしているのかということについてお聞かせいただきたいんです。

○政府参考人(錢谷眞美君) まず、スクールカウンセラーの配置の状況でございますけれども、平成十八年度では、中学校では七千六百十三校に配置をいたしております。ただ、スクールカウンセラーは非常勤の職員でございますので、学校によりまして相談時間の長短がございます。

私ども、一つの課題は、スクールカウンセラーをすべての中学校に配置をするということと相談時間の確保ということが今後大きな課題だということに思っております。

それから、スクールカウンセラーを派遣をした学校現場からは幾つかの意見が寄せられているわけでございますけれども、やはり何と云っても、保護者、それから学校、スクールカウンセラーが一体となった対応ということが非常にできるようになってきたという声が多く寄せられております。

それから、問題をスクールカウンセラーが発見をするということは確かに今の調査結果、先生お話しになりました結果からでも少ないわけでございますけれども、むしろ、問題が見いだされた後、例えばいじめということが見いだされた後、あるいは暴力行為というようなことが出てきた後でございまして、カウンセリングを通じて人間関係の改善を図っていくということがスクールカウンセラーが学校に在ることによって随分できるようなになってきたという報告がなされております。

なお、スクールカウンセラーを派遣している学校と派遣していない学校での不登校やいじめ、暴力行為の発生件数などをかつて経年で比較をしたことがございまして、その際には、スクールカウンセラーの派遣校の方の状況が改善をされているという結果は出ているところでございます。

○神本美恵子君 確かに東大の、何ですかね、研究所が調査したのも、校長先生たちのアンケートによると、スクールカウンセラー、非常に効果的だと、もつと充実してほしいという声が強いのですね。それを是非、今の機ですから、政府として、もう文科予算は減らされ減らされて、特に定数なんかもう減らされてばかりですけれども、子供の命を守るという意味で、せめて一番今のこの問題が凝縮している中学校だけでもスクールカウンセラーを全校配置するというぐらいのやつぱり

英断をして、子供たちに、あなたたちを守りたいんだということを是非そういう行動でもって子供へのメッセージにしてほしいというのと、それから、非常勤という限定もありまして、なかなか、配置されたところでは効果があると言われてはいるけれども、本当に十全にその機能を発揮できているかということでは、今の御説明ではちよつと十分に聞き取れなかったんですが、またそれは次回、またの機会にすることにしまして、一つ非常に気になっているのが、このいじめ調査の中でいじめの発生件数という項がございまして。

これは新聞等でも問題じゃないかと、それからいじめによる自殺の統計が、文科省はゼロで警察庁の統計と全然合わないじゃないかということも出ていますので、今文科省としても見直しに当たられているというふうに思います。このいじめの発生件数というのは、こういう調べ方ではなくて、いじめを解決できた学校というふうにしたらどうかと私は思っているんです。

というのは、中教審が二〇〇三年に教育基本法政府案にも盛り込まれた教育振興基本計画を答申の中で書いたときに、その最後のところに政策目標の例として、いじめ、校内暴力を五年間で半減するとか不登校をなくすとか、そういう政策目標としていじめの数値を減らすというようなことが挙げられたんですね。私は、これを中教審答申として見たときに、申し訳ないけど、ちよつと杜保庁のあの分母を減らすという、そしてノルマを達成したようにするというあれが出たときに、この教育振興基本計画を思い出してしまったんですね。

こういうふうな、いじめというような問題について数値目標を掲げてやるのが果たしていいのか。逆に、先ほど冒頭言いましたように、隠ぺいとかごまかしとか、もう見て見ぬふり、なかったことにするというそういう心理、どうしても働きますから、そういうふうになっちゃいけません。それから、学校評価というのが今ガイドライン

が出されて行われておりますけれども、これについて、いじめのない学校とか、いじめの発生を何%に減らすとかいうようなことで評価がされる非常に私はまずまず危険になるのではないかとありますが、それについて、ちよっと私の持ち時間になりましたので、大臣、最後にお願いしてよろしいですか。

○国務大臣(伊吹文明君) 冒頭、私申し上げましたように、実は学校現場では多くのいじめ、あるいはいじめによる自殺というのが未然に防がれているケースはたくさんあるんですよ。それは表に、記事には何らなりません。そして、残念ながらあれば記事になります。ですから、私申し上げたように、いじめがあつたけれども、いじめを減らしたということをやつたり学校の評価の中に入れるべきだと申し上げたのはそういうことです。

ただ大切なことは、いじめというのは本当に把握が難しく、自分はいじめていると思つていなくても、いじめられている方から見るといじめられているというケースがあるわけですよ。それから、実は本当は相手はいじめられているつもりなんだけれど、けんかをしていたというケースもあるわけですよ。ですから、文部科学省の基準が不当であるというおしかりも受けておりますが、どこかで基準はやはり決めなければ統計も取れませんし、決めた後、実態に合わせてそれを動かしていく人たちの、やはり先生がおつしやつた誠実さと感性に最後は尽きるんですね。

ですから、私もそのことはよく考えながら、今先生がおつしやつたような形で対応をできるだけしてもらつたように話をしていきたいと思つています。

○委員長(中曽根弘文君) 神本美恵子君、時間です。

○神本美恵子君 時間が来ていますけれども、一言だけ。
大臣、いじめているつもりはなくてもいじめられていると感じるというそこは、ちよっと、いじめられている方がいじめられていると感じたらそれ

れはいじめであるというふうにしないといけないと思つています。

○国務大臣(伊吹文明君) それはそうです。統計、通達も今先生がおつしやつたようなことにのつとつて行われています。ですから、教育委員会が、あるいは学校がいじめと認めなくても、児童から申出があつたものはいじめとして統計数字に入れるようにという通知はいたしております。

○神本美恵子君 終わります。

○小林美恵子君 日本共産党の小林美恵子でございます。

私は、経済格差と教育を受ける権利について質問をいたします。
現行教育基本法第三条は、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。」とあります。この条文は、教育の機会均等をうたい、国民の教育権を保障する重要な条文だと私は思つていますけれども、大臣の御認識はいかがでしようか。

○国務大臣(伊吹文明君) それは当然そういうことだと思つています。
ですから、この現行法の三条は憲法二十六条の規定を受けている規定ですから、先生がおつしやつていふことに何ら異議はございません。したがつて、我々が提示しております四条においても同じ趣旨が述べられております。

○小林美恵子君 大変重要だということでございます。
そのいわゆる教育を受ける権利、教育の機会が今現状ではどうなつていふのかと、親御さんや子供の実態はどうかというところで進めていきたいというふうに思つています。

この五年間で年収三百万円以下の給与所得者が百八十五万人増えています。当然その中には子供を持つ御家庭もござります。第一線の研究者は就業構造基本調査を基に、子供のいる世帯、奥さんが三十歳から四十四歳で、実に二七%程度が生活

保護以下の収入しかないワーキングプアの状態だと調べています。

それで、そういう方々の暮らしの実態がどうかということでもござりますけれども、大阪教職員組合の教育の現場における貧困と格差の実態アンケートでは次のようなことが書かれています。
親の職業がアルバイト、子供を連れて夜働きに出ている、親が仕事に出るため子供が幼い弟や妹の面倒を見て学校への登校が不定期になる。さらに、母子家庭のお母さんは、時間単位がいいからと生活のためにやむを得ず夜にバイトの掛け持ちをし、いつも夜の十一時から十二時いったん帰つてきて子供たちに夕食、夕食というのかその夜中に食事をさせて、また深夜一時から明け方六時まで働いて、子供が学校に行くときには寝ている。子供はだから遅刻をしたり、学校に行つてもうとうとしてしまつと。

親御さんは生活のために本当に精一杯頑張つていられるわけですが、いふまでも、正にこうした状態といふのは、経済的な困難が子供の教育を受ける権利を脅かしていると私は思つています。この点、大臣はこういう実態についてどう思われるでしようか。

○国務大臣(伊吹文明君) 特に今おつしやつたことは、義務教育においてはあつてはならないことではしよから。

ただ、御承知のように、この義務教育の教育実施の権限は地方自治法上、御承知のように地方の自治事務になつております。ですから、私たちは、あらゆる今おつしやつたようなケースに対応できるように地方自治体にお話をしておりますし、国としても義務教育国庫負担金の、まあ三分の一に減つてしまいましたが、もちろん財源を付けて地方に残りの財源のお金は移譲されているわけですが、そしてまた就学援助等についても地方自治体がこれに対応していただけるように、まあ文科省としては限られた予算の中でできるだけのことをしていると。

しかし、就学援助の実施主体は地方自治体であ

るといふことは、これは法律上明記されている事実でございます。

○小林美恵子君 私は、改めて大臣にこの間の、今申し上げたような生活の実態がござりますけれども、経済的困難の広がりがいかに教育の困難をもたらしているかもお聞きいただきたいと思つています。

小学校三年生の子供は、通常約千円するリコーダーを百円ショップで買つてくるわけですね。リコーダーは音が狂い授業にならないと。四年生の子供は、円の勉強でコンパスが要るのに、お母さんがお金に困つていふことを知つていて、言えずに自分の小遣いから百円ショップで買つた。でも、学校で円がうまくかけなかったと。中学校では、アルトリコーダーやアクリル絵の具などの教材を各自が買いそろえるわけでございますけれども、合わせると約五千円も掛かります。買えない御家庭もあつて、授業のときには五、六人も持つていなくて授業も成り立たない。

大臣、私、こうした子供たちがどんな思いで授業を受けているか、大臣はお考えになつたことがあるでしようか。

○国務大臣(伊吹文明君) 考えているから日々の行政をやつていられるわけでございます。

○小林美恵子君 では改めてお伺いしますけど、こうしたことについてどのように対処されていくおつもりですか。

○国務大臣(伊吹文明君) 先ほど申し上げましたように、就学援助、特に今おつしやつた用具の購入等は、これは日本の仕組み、法律からいふと地方自治体の業務なんです。ですから、国としては交付税の措置あるいは義務教育の国庫負担金の負担その他を投じて対応しているわけです。

ただ、自治体の予算がどのように組まれているかについては、私も直接口を出せば、またこれは地方自治の侵害という御批判を受けられますから、できるだけ今おつしやつていふようなこのつらい思いを子供たちにさせないように、地方教育委員会の担当者の会議その他において文部科学

結果を申し上げますと、就学援助率の増加の要因、つまりこれは準要保護者が中心でございますが、援助率増加の要因として考えられることは何かというところをお聞きをしたわけでございます。

調査を行いました二千九十五の市区町村のうち、平成十七年度に認定基準の変更を行った市町村は百二十三市町村でございます、全市区町村

私、市教委等々にお聞きしますと、高槻市では、今まで小中学校の就学援助費として修学旅行費を実費分援助でした。でも、今年四月から、限度額を小学校二万六千円、中学校五万五千九百円と設けて、それ以上の費用は自己負担です。その最高額が小学校で約六千、中学校で約一万円に

ころもあると思いますね、それは、ですから、これは各々まちまちです。

私は、ある面では先生が今御質問になっていることや同じ考えを共有しておりますのは、三位一体という、地方でできることは地方でということの中で、教育の分野でどこまで地方に税源を

が、国がどこまで義務教育の権限を保有するかというところと裏腹のことなんです。ですから、このところのバランスを取って、もう一度やっばりよく考えていかなければいけない部分があるんじゃないかという気は私いたしております。

○小林美恵子君 私、やっぱりこうした問題は、国が一般財源化したことに大きな問題があると思うんですね。

それで、認定基準が引き下げられて適用除外となつた子供たちの御家庭には、修学旅行費、給食費、学用品など、八万円近くの自己負担になるわけですよ。修学旅行は子供たちが本来に楽しみにしているもので、自己負担が増えたから修学旅行に行かせられないと親御さんが子供に言つた事例もあるんですね。私、大臣、その子供の気持ちがかかるかと思うんですね。修学旅行に行けなくなるような削減が本当に許されてはならないというふうに思うんですね。

そもそも、教育の機会均等を確保する上で、現行教育基本法の三条の二項で「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならぬ」と、国と地方自治体の責任を明確にしています。また、十条の二項でも「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」と、教育行政の責任を明らかにしています。

こうした規定から見ますと、就学援助の基準の切下げ、額の削減というのは教育行政の後退ではないかと思ひますけど、大臣はいかがですか。

○国務大臣(伊吹文明君) それは先ほど申し上げているように、地方に税源を譲り、同時に文部科学省が持つていた補助金の交付権限を譲つたということについて生じている問題については、これから国の義務教育に対する責任がどこまであるのかということ、正にそれは教育基本法の大きな争点の一つだろうと思ひますので、そういう中で検討しなければならぬと思ひますが、同時に、気

の毒でかわいそうだということは私は何ら否定いたしません。

しかし、この問題は情緒だけで議論してはいけないで、各自治体の実態、そして、従来教育補助をしてきたものが全国平均と見て、全国平均からするところのほどと、全国平均よりかなり上の部分にあったのが減らされてきたのか、平均以下であったのが更に減らされているのか、このことも地方自治体に少し調査をしてみた上で答えすべきことだと思ひます。

○小林美恵子君 大臣、今、国の責任がどこにあるか、これから検討が必要だというふうにおっしゃいました。

そこで、私、最後に申し上げたいと思ひます。政府案は、教育行政について、現行基本法十条にございます。教育は国民全体に対し責任を負うこと、教育行政は必要な諸条件整備確立を目標に行うこと、この規定を削除して、国と地方公共団体の適切な役割分担及び相互協力の下、公正かつ適正に行われなければならない、国及び地方公共団体は、教育が円滑に継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならないとあります。

しかし、国が就学援助補助を一般財源化したことにより、地方自治体も基準額を下げて適用除外者をつくつてきたのは事実です。これでは、政府案で教育機会均等が確保される保証は私はどこにもないと思ひます。逆に、国と地方自治体もたれ合つて、教育の機会均等が更に崩されるもの、今やっばり変えなくてはならないのは、現行教育基本法ではなくて、基本法を踏みにつてきた政府の姿勢であるということを描きをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道でございます。

私は、先日引き続きまして、教育行政のことについて質問をさせていただきたいと思ひます。先日は、時間も短かつたこともありましたが、大臣との議論がうまくかみ合なかつた、議事

録を見まして改めてそう思ひました。これはもう一度しっかりと冷静にやっばり議論をしなければならぬなと、こういうふうな思つておりました。今日は、先ほど大臣と福山議員との間で激論がございまして、そこで、かなり私自身が改めて聞こうとしていたことがそれなりに整理されつつあるなと、そういう思いをいたしました。

先ほど大変激論をされましたんで、また大臣の手を煩わせてもう一度やりますと、疲労もまた加速させることになろうかというふうに思ひます。私は、多少整理の意味も込めまして、政府委員から少しこのところを整理をさせていただければいいんではないかなと、こういうふうな思つて、もう一度、現行十条と改正案の十六条の関係について、最初にお聞かせをいただきたいというふうな思つております。

改正案の十六条が、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、云々と、このことが、前回もそうでありましたし、今日も大変な議論になりました。そこで、最初の質問でございまして、学テ最高裁判決、旭川の事件でございまして、この旭川の事件では、最高裁判決は、法令に基づく教育行政も教育基本法十条一項の不当な支配の主体たり得ると、こういうふうな言つていらっしゃるわけでございます。

問題は、この学テ最高裁判決のこの趣旨が改正案の十六条でも変わりはなく、改正案十六条でも法令に基づく教育行政は不当な支配の主体たり得るのかどうか、この点を冒頭再確認をさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(田中壮一郎君) お答えをさせていただきます。

現在、不当な支配に関しましては、現行十条で「不当な支配に服することなく」とは、正にその教育が国民全体の意思とは言えない一部の勢力の不当な介入を排除して、教育の中立性、不偏不党性を求める趣旨でございまして、御指摘のように、これに関しましては、最高裁の判決に

よりまして、不当な支配は、その主体のいかんを問うことなく、論理的には、教育行政機関が行う行政であつても、不当な支配に当たる場合があり得るとされておるところでございます。

ただ、この条文に関しましては、この「不当な支配に服することなく」という意味に関しまして、この正に旭川の学テ訴訟でも争われたこととございまして、この規定をもつて国が教育の内容や方法に干渉することができないという主張がなされたわけでございます。

この件に関しましては、同じく最高裁の判決におきまして、国は、適切な教育政策を樹立、実施する権限を有し、国会は、国の立法機関として、教育の内容及び方法についても、法律により、直接に又は行政機関に授權して必要かつ合理的な規制を施す権限を有するというふうに判決を出しておるわけでございます。これらを踏まえまして、今回の改正に当たりましては、「不当な支配に服することなく」とは引き続き規定をしておるところでございますけれども、その後、「この法律、正に教育基本法でございまして、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」であることを明確に規定させていただいたところでございます。

○近藤正道君 よく分かりませんが、何か、十六条においても教育行政は不当な支配の主体たり得るんですか、一般論としては、明確に言つてください。

○政府参考人(田中壮一郎君) 最高裁の判決で出ております内容については、変わりございませ

ん。

○近藤正道君 はい、分かりました。現行法の十条でございしますが、今日もいろいろ議論がございました。これは戦前の教育体制の反省から生まれたと、これは公知の事実でござい

してきた。不当な支配を行おうとする教育行政だとか、あるいは国家行為を違法と断じて退けてきたと、そういう経緯がございます。

近くは、日の丸・君が代の強制を無効とした今年九月の東京地方裁判所の判決がございます。この判決文を読みますと、正に論理は最高裁、学テの最高裁判決そのもの、この論理を使つて教員に日の丸・君が代を強要した、これは行き過ぎである、無効だと、こういう明快な判決を出したわけでございます。

この十条の教育行政が不当な支配をすることを許さない、この機能が改正案の十六条の中に引き継がれているのかどうか、これにもう本当にたくさんの人たちが関心を持って、今回の改正案の正に是非について、この観点からたくさんの人たちが議論をしているわけでございます。

そこで、私は、この立場に立つて、この間、大臣にお尋ねをいたしました。教育行政も不当な支配の主体たり得る、こういうことを前提に、教育への介入は可能な限り抑制的であるべきだ、これが最高裁の立場であつて、法が一義的に命じている場合を除いて、合理的かつ相当の範囲を超えて教育に介入してはならない、こういうふうに言っています。ここが大事なことでありますが、そういうことは憲法の要請だと、こういうふうに言っているわけでありませう。

憲法の要請であるということになりますと、これは現行の十条だけではなくて、この趣旨を、精神を引き継ぐまず教育行政についての規定でありますので、改正案十六条でもこれはやっぱり引き継いで生きていると、こういうふうに見るのが私は常識ではないかというふうに思っております。お聞きしたいのは、改正案十六条で学テ最高裁判決の論理、教育行政による不当な支配、教育への行き過ぎた介入が起これないように、これに歯止めを掛ける規定、文言は改正案の十六条のどこに盛り込まれているんでしょうかと、こういうふうにお聞きをしたわけでございます。これについては答弁がなかった。だから改めて、その十六

条、改正案の十六条のどこに盛り込まれているのか、改正案十六条のどこに、どこでその趣旨を読み取ることができるのか、これは大臣からお答えいただきたいというふうに思っています。

○国務大臣(伊吹文明君) 福山先生とは激論したわけじゃないんですよ、お互いに見解の相違を厳しく調整し合つたということですから。それで、先生御自身も、かなりこの前開きたいことが、やり取りの中から理解したとおっしゃっていたんだんで、そういうことだと思ひます。

今、東京地裁の日の丸・君が代の判決については、これは日本のこの憲法上の仕組みとして、当然、東京地裁は控訴をして最高裁の判断を仰がなければならぬということになると思ひます。最高裁の判断が学習指導要領等について既に出てくるのは、今おっしゃつた旭川の問題ですね。旭川については、判決文は、十条が教育に対する権力的介入、特に行政権力によるそれを警戒し、これに対して抑制的態度を表明したものと解することはそれなりの合理性があるけれども、先生おっしゃつたとおり、それなりの合理性を有するけれども、そのことから教育内容に対する行政の権力的介入が一切排除されているとの結論を導き出すことは早計であり、憲法上、国は適切な教育政策を樹立、実施する権能を有し、国会は国の立法機関として、教育の内容及び方法についても、法律により直接又は行政機関に授權した必要かつ合理的な規制を実施する権限を有するものとしてのいう判決を下しているわけですね。

ですから、今御提案している十六条で「不当な支配に服することなく」という文言を入れておられますから、これは旭川の最高裁の判決を援用すれば、当然行政は行き過ぎがあるという前提で司法は判決をしているわけです。しかし、何が行き過ぎであり、何が不当な介入でありということについては、先ほど来も福山先生の問いにお答えしたように、法律の一次的な有権解釈権は、これはもう法律の常識論として、常識論というか通説として、これは法律を所管している内閣にあるんで

す。ところが、内閣もその解釈を間違える場合があるんで、確かに、ですから、それが間違えた場合には、司法の判断を仰いで、しかも憲法に違反したような間違い方をしたのか、法律の解釈の間違い、解釈の仕方として間違つたのかというのを最終的に司法に判断させるというのが日本の三権分立の仕組みの基本なんです。

ですから、先生がおっしゃつた、それがどこにあるかということになれば、それは「不当な支配に服することなく」という文章に表れているということなんです。

○近藤正道君 政府委員にもお尋ねをいたしますが、教育行政の行き過ぎを是正する、行き過ぎた介入を是正すると、これに歯止めを掛ける規定、文言は「不当な支配に服することなく」、この文言だと、こういう理解で政府委員の方でもよろしいんでしょうか。

○政府参考人(田中壮一郎君) お答えを申し上げます。

今大臣のお答えしたとおりでございます。それと同時に、今の条文の中にこの法律及びその他の法律ということが書かれておるわけでございますので、当然行政がいろいろな施策を打ち出すときにはこの法律に基づいて、国会でお認めいただいた法律に基づいてやる必要があると考えております。

○国務大臣(伊吹文明君) 私が正に補足しようと思ひましたことを、今政府委員が申し上げました。つまり、この法律あるいはこの法律の下位法である各法律に逸脱したことをやつた場合は、これはもう当然そこでまず歯止めが掛かつてくるという事です。何より大切なことは、国民の選挙によつて選ばれた国権の最高機関である国会の議決によつて国民の意思が動いているということなんです。

○近藤正道君 歯止めの規定は何ですかということについて、それは不当な支配ですということ、これを今大臣も政府委員もおっしゃいました。ところが、衆議院ではそういう説明ではなかったん

ではないですか。衆議院では、公正かつ適正、これを根拠に行き過ぎについて歯止めを掛けると、こういう説明をしていたんではないですか。

もう一回整理をして、改めて、歯止めの規定は何なのか、歯止めの文言は何なのか、どこから読み込むのか、お答えください。

○政府参考人(田中壮一郎君) お答えを申し上げます。

まず、不当な支配に服しやならないということが一番最初に書かれておりますし、その次に、この法律及びその他の法律の定めるところにより行われなければならないと書かれておるところでございます。さらに、具体的な施策を推進するに当たつては、教育行政は公正かつ適正に行われなければならないということも規定しておるところでございます。

○近藤正道君 そうしますと、与党の皆さんの中では、今回は、今度はもう改正法の十六条で、十条はすっかり変わったんだと、法に基づきさえすれば国は教育内容にどんな介入できるんだと、こういう趣旨の発言が相次いでいるんですが、今ほど来の大臣あるいは政府委員の答弁によりまして、必ずしもそうでないと、教育行政であつても、国会の法に基づいた場合であつても、その身を厳格に吟味をして、そしてやっぱり行き過ぎがあつた場合には、私たちは、国民は不当な支配あるいは公正かつ適正、この二つの文言を使つて裁判所で争うことができると、こういうふうな理解してよろしいわけですね。

○国務大臣(伊吹文明君) 先ほど来、福山先生とのやり取りでも申し上げたけれども、何が行き過ぎであり、何が不当であるかというのは多分人それぞれによつて違います。違ふから裁判というものがあるわけです。ですから、当然そのような訴えを提起されるということは、法制上は私は可能だと思ひます。ただ、裁判所の判断としてどういう判断を下されるかは、今度の改正法十六条も参考にして裁判官は判断を下されると思ひます。

自民党の中でそれが今先生の言ったようなことを言っておるか私はよく存じませんが、私が少なくとも文部科学大臣をやっている限りは、できるだけ法の精神に従って、何をやっていいなどということは私はやるつもりはありません。

○近藤正道君 私は勝手に言っているわけではなくて、そういう内容は、文言はあちこちで見るともありませんし、現に衆議院の論議の中で何人かの自民党の議員の皆さんが質問の中で前触れで言っていますよ。これはもう議事録見ていただければ分かります。しかも、それが一つと。

もう一つは、大臣もこの間の私のやり取りの中で、法律によって行われる行政は不当な支配に当たらないと、こういうことをおっしゃっている。しかし、今のやり取りの中で明らかになったことは、現行法の場合でもそうですし、改正法十六条の場合でも、教育行政が不当な支配に当たり得ることがあると、こういうことをおっしゃっているし、その場合には不当な支配だとか、あるいは公正かつ適正という文言を使って裁判で争う道が開かれているんだと、こうおっしゃっている。これは、この間おっしゃっていることと随分違くないですか、これは。

○国務大臣(伊吹文明君) それは全く先生違います。それは全く先生違います。

○近藤正道君 違う。それは先生が違っているだけですよ。

それは、私が申し上げているのは、だから、何が不当であり、何が介入であるかというのは、人それぞれによって、その立場立場によってみんな判断の基準が違ふんですよ。違ふから司法によって最後に行政の行い、行政行為が合法かどうかを争われるわけで、政府の立場からすれば、当然法律に基づいて行われていることは適法であるとお答えするべきであるし、またそれがおかしいと思われたら当然司法の場で訴えになって争っていたら結構なんです。私も元々法律に基づいてやっている行政が不当な支配であるな

ら、その行政はそもそも成り立たないんですから。

○近藤正道君 それは言葉からいけばそうかもしれないけれども、私たちは今、今改正案の中身をめぐって、これは憲法が定めたやつてはならないところを逸脱して人の心の中に入り込んでいくのではないかと、人に義務なきことを、国民の憲法上の権利を侵害しているのではないかと、教育行政として行き過ぎだと、抑制的であれという憲法の趣旨を逸脱しているのではないかと、こういうふうには言っているんですけれども、皆さんはそうではないというふうにおっしゃっていて、しかも聞きようによつては、もう教育行政については裁判所では是非を問う、そのこと自身ができなくなる、そういうふうな解釈をおっしゃる方もおられるんです。そうではなくて、それは道はありますと、根拠は、条文上の根拠は十六条の不当な支配ですと、そして公正かつ適正、この文言が正にそうですと、こういうことはやっぱり明確に言うべきです。

私たちはそういうためはやっていないと思

うけれども、しかし、そう思われる方は是非この不当な支配とかを使って裁判を起こす道が開かれているんだと、そして教育行政をチェックする道が制度として開かれているんだということをはっきり言うべきです。

○国務大臣(伊吹文明君) それは、先生の今御質問になつておられる立場でも、今おっしゃったように、私はそうは思わないけれどもと理解していただいているわけですから。もう法律に、この法律その他の法律に定めて行われることが不当な支配に属したり、公正かつ適正に行われていないというところならば、そもそも立法府の指摘に、立法府の立法に従わない行政なんということはあり得ないわけですから。ただ、そのことがおかしいと思われた場合には、司法に当然訴えになつてチェックをできる道は開かれているということをお答えはどうかと定めておられます。

○近藤正道君 終わります。

○山下栄一君 教育特別委員会で初めて質問をさせていただきま。大分時間遅くなつておりますけれども、できるだけ効率的な質問をしたいと思つております。

(委員長退席、理事保坂三蔵君着席)

私の質問は今日は一つだけでございまして、高校における未履修の問題でございまして。これが、高等学校における学習指導要領の在り方、また高等学校における普通教育の在り方、また高等学校の在り方、そういうところに非常にかかわる、つながつていく問題である、このように思うからでございます。

高校進学がもう五〇%にも満たない時代と違ひまして、今はもう、十五歳になりまして義務教育が終わつた方々が大半がその上の学校制度でございまして高等学校の段階に、中期高等教育に行くという時代になりました。

高等学校そのものも、私、この前本会議でも質問させていただきましてけれども、非常に多様化していると。各県において、中退者、不登校、またなかなか学力が付いてこない生徒、一方では進学率が非常に高い学校。もう非常にほとんどどの、要するにある年に生まれた子供がほとんど高校に行くわけですから多様化せざるを得ないと思つたわけ。それが今の現状の高校と高校教育行政がマッチしているのかということが問われた問題が未履修問題じゃないかなと、このように思つております。

それで、この未履修の子供たちをどう手当てするかというふうなこともいろいろ議論されて、今、卒業式を延ばして勉強する時間を確保したりしているような学校も出ておりますし、苦しみ抜いて板挟みに遭つて自殺してしまつた校長先生もおると。何でこんなことになるのか。制度そのものがちゃんと機能しておるのか。今の時代に、全入、ほとんどの子供が高校に行く段階にマッチしているのかということをお聞きしたい。まず最初に、履修ということなんですけれども、

も、履修というのは一体どういうふうな意味なのかということをお聞きしたいと思つております。

○政府参考人(銭谷眞美君) 履修というのは、通常、教科・科目の目標に到達すべく授業に参加をして授業を受けるということの意味をいたしております。したがって、未履修という場合には、当該教科・科目について授業を受けていないということになるわけでございます。

○山下栄一君 時代の変化に伴つて、授業に参加する、授業を受けるということ自身がもう大分変わつてきているのではないかと。とにかく体を運んで学校のその授業の席に座つて聞くということやと思ふんです、まあ寝ていようが何しようが履修になるんでしょうか。

じゃ、通信制の学校における履修というのは、どのように考えたらいいんでしょうか。

○政府参考人(銭谷眞美君) 高等学校の教科・科目の履修は、基本的に各科目ごとに何単位という時間が決まっています。一単位というのは、年間三十五単位時間の学習、履修、これが一単位ということになるわけでございます。通常の全日制あるいは定時制の課程では、三十五時間の五単位時間の授業に参加して学習をするということになるわけでございますけれども、通信制の課程におきましては、いわゆる通常は自学といひまじょうか、テキストに基づいて学習をし、一定の割合でスクーリングと、これが全日制、定時制の場合の授業の受け方と相通するわけでございますけれども、三十五単位時間なら三十五単位時間の中でスクーリングというものが何回かございまして、そのスクーリングと、それから自宅での教材に基づく学習、そしてそれに基づくレポートの提出による指導ということが合わさつて、言わば高等学校の履修の仕方として一つの特別のやり方ということになつてはいるわけでございます。

○山下栄一君 時代の変化によつて授業に参加するということじゃないわけですか、この通信制における履修というのは、添削指導は、これ、今

おっしゃった話は基本的に自己責任で自分で勉強するわけですからね、通信制なわけだから。それだけでは担保できないから、単位時間当たり添削指導何回、それから面接指導何回というふうに極めて限定された形で授業参加と言えろのか、それはと、こうなってしまうわけで、それはやっぱりそういうふうな時代の変化によってそうなるわけ、履修の在り方そのものが一般、我々の理解では、教室に行つて授業に参加して聞くというところだったけれども、それが履修というんだってというけれども、そのこと自身がもう変わってきていると、履修の形がね。

例えばインターネット学習まで認めるような時代になってきているわけでしょう、今、まして、その高校卒業程度認定試験なんて認めて、高校卒業なんだという。それは試験でやるわけですから、別に授業なんか全く参加しなくても、そういうことでも、それは高卒じゃないけれども、高校卒業程度という形で認めるような時代を迎えているわけですよ。未履修って一体何なんですかということ自身が、ちよつとやっぱり時代の変化とともに変わってきていると思う。中学はまあ履修という話でしたけれども、別に単位認定なんてないで、単位を修得したというのは、どういう状態を単位を修得したと言ふんですか。

○政府参考人(錢谷眞美君) いわゆる単位の修得でございますけれども、履修をいたしました教科・科目につきまして、その成果が教科・科目の目標に照らして満足できると認められた場合、単位の修得ということが認められるわけでございます。

〔理事保坂三蔵君退席、委員長着席〕

私もが参考までに示しております高等学校の指導要録というのがございますけれども、これによりまして、高等学校では通常五段階で評価をいたしまして、五段階評価の評定が二以上について単位の修得を認定するというのが一般的かと存じます。

○山下栄一君 だから、原則としては履修をして、履修というのは別にどれだけ分かつているかというよりも、とにかく聞いてみると聞いていいるというか参加しているというか、形だけ参加していても、それは寝ててもそれは履修になるわけやからね。それが要するに通信制ではそれ自身も危ういということだと思ふんですよ。

で、修得というのは、試験とかレポート提出で評価することによってある一定の水準があるということを確認する。で、大事なところは、単位の修得とか卒業の認定というのは一体だれがやるんだと。それは文科省じゃないと思うんですね。どこですか、これは。

○政府参考人(錢谷眞美君) いわゆる単位の修得、卒業等の認定は校長の権限でございます。

○山下栄一君 私はちよつとやっぱり今回の未履修問題は、もちろん進学校においてちゃんとした報告もしないで、履修すべき教科・科目を初めから教科書も買わせなかったというふうなところはちよつとこれは罪が深いとは思ひますけれども、未履修問題といつて大騒ぎすることなのかどうか。最終はそんな学校の現場にないかと分らないわけで、場合によっては校長先生も、生徒と授業計画を立ててやるわけじゃない、授業計画を書類でチェックしたか、そんなことは、本当にその授業をやっているのかどうか分らないわけ、教科書を買えば、一応渡っているかもしれないけど、それ本当にめくつてやっているのかというふうなこと、もう教師と生徒の信頼関係の中でやるわけで。

僕はやっぱり学校現場で、まあ出席日数もそうかも分かりませんが、修得にしろ認定にしろ学校の方で校長の権限でやるという今仕組みになっていますし、それをもう三百万人近い高校生を全部そんなこと議論して何の意味があるのかなし、これ全部そしたら授業計画出して全部文科省チェックするんですかと、本当に授業やつていのかどうかみたいなことを。そんなことナンセン

スやと思うんですね。

だから、やっぱり教育というのはそういう法律で拘束するということもそれは最低限なかつたらいかぬと思ひますけど、やっぱり教育という営みは教師の人格によって生徒との交流の中で育つて命をばぐんでいくという、そういうことなわけ、どこまでそれを、いわゆる行政というレベルでこのピラミッド型の指揮命令系統の中で行えるのかなというところを、よく限界を自覚した上で教育行政をやるべきだという私は考え方でこういうことを申し上げているわけですから。

だから、その履修、未履修というふうなことでも、余り騒ぎ立てられたから仕方がないから調べざるを得ない状況になつてしまつたという、針を一つくような話なんです。何かおかしいなうに行つていいる。

それで、お手元にこれありますかね。「高等学校における必修教科・科目について」というペーパーをお配り——行つてませんか。行つてますね。

それで、私はこの高校における必修教科・科目というのを久しぶりに見させていただいて、えらい複雑になつていいるというのが正直な感想でございます。今、現行のこれは、この「高等学校における」という意味は、もうありとあらゆる、全日制であろうが定時制であろうが通信制であろうが、普通科であろうが専門科であろうが総合学科であろうが、これはもうこの前、本会議で申し上げましたけれども、そういう物すごい多様化しているすべての高等学校、高校生に勉強せないかぬ科目だ。

例えばこの、今もう社会科なんてなくなつて地理歴史科と公民科になつていますけれども、これもその世界史はどつちか必修だ。日本史・B、地理・Bの中から一つということになっています。公民もややくして、現代社会二単位だけれども、現代社会二単位又は倫理、政経の四単位がどちらかが必修だ。数学も、数学基礎と数学Iに分けてどつちか必修。理科も、理科基礎か

理科の総合のA、Bどつちかが必修と横に小さい字で書いてあります。

それで、難しい進学校じゃない方の高校の話ですけど、いろんな言い方がございます、学力困難校等とかございますが、そこでは例えば数学基礎というのがある。数学基礎というのは何をやるんですかと。これは指導要領を読んでも、理科基礎もそうなんですけど、これはもう中学の内容ということだというふうに私は理解したんです。

これはどういうことかという、要するに、中学というのは別に単位制じゃありませんから、九年終わつたら出ていかなければいけません。ただマスタリーしたか問われないままに。特に、数学とか理科はもう五年生ぐらいからちよつとずつ分かれて分かれてなくなつてきて、中学三年になつたらもう全然分らない。そんな状態で、だだけ高校には行くと、今高校にほとんど行くわけですから。そういう人たちが学ば数学というところ、どんな数学なんですかと。数学基礎という教科書が、読み物みたいなのがありますけど、そんな教科書やるよりも、もう一回中学の数学をしつかりやつた方がそういう学力困難校にとっては身に付いた数学ができる。これは現場の先生の意見です、数学の先生の。数学基礎みたいな無理やり作つてやるものだから、余計やりにくくていや。そこを書いてあることなんていうのは本当にもう、場合によつたら学習指導要領の中学の内容の方が難しい、言葉的に難しいことが書いてある。数学基礎に書いてある高校の数学基礎よりも、学習指導要領の言葉は中学の学習指導要領の数学の方が難しいことが書いてあるわけですよ。そんなふうにしてこれ多様化する中で必修を決めているわけですね。

そうすると、僕はそのすべての高校生に、それが必修科目やと思ひますけど、これは非常に丁寧に議論しないと、もうほとんどの子供が高校に行くわけですから、物すごい多様化する中で、じゃ必修科目つて一体、その中身と科目、教科

の設定はどうあるべきなのかという議論はこれはやっぱ丁寧なやらないと、集まって議論する人たちは本当に現場のこと分かって、それは御本人の感覚は三十年ほど前の高等学校の実態を思い描きながら議論しているんじゃないのかなというところを感じ、襲われるぐらいでございいます。中教審の教育課程分科会の中その議論ですけど、今そういう議論されているとは思ってすけれども。

僕は、だから高等学校、全入がほとんどの、九七・何%の子供たちが全部高校に行く中で、必修科目の在り方というようなことは丁寧に慎重でない物すごい複雑なことになってしまっている。これ、多様化そのものを表現しているわけですよ。一体必修修ってどういうことなんだということはやっぱ問われるし、高校教育って一体何なんですかと。

そこで、もう二点大臣に質問したいんですけどね。この一覧表にある、これ数学ⅠというのはⅡ、ⅢがあつてⅠなんです、数学基礎というのはもうこれ勉強したらもうつながらない、これで終わりということやと思いますけど。そういうことも含めて、必修科目というのは、これはすべての高校生が学ぶべき教育内容って一体何かということ現場の実態もよく踏まえた丁寧な議論をしないと、今、世界史だけじゃ駄目だと、日本史も必修にせよという意見があるんですけど、そうしたら地理はもういいんですねという、増やす話やから余計これはね、それはいろいろ背景はあるとは思いますが、これはちよつと丁寧な議論をする必要があると思います。これが一点です。

もう一点は、高等学校においては普通教育と専門教育を行うことになっていると思うんですけど、高等学校における普通教育というのは、これは憲法の二十六条とも、また教育基本法にも、その普通教育というのはこれはすべての国民が義務化されている内容ですのね、高等学校における普通教育の在り方、この二点をちよつと御質問したいなと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) なかなか難しい御質問

なんです、やはり先生は中学校の、高等学校との関連で中学校のことについても言及をされましたが、中学校についてはもうこれは御承知のように義務教育になっておりますし、初中合わせて約、国、地方合わせて十兆円の国民負担を投入して行われております。したがって、高等学校、普通教育である高等学校も含めて、これはやはりその学校の、卒業すればこままでの基準は満たしておいてもらいたいということを文部科学省として国民のためにお願いをしている基準、これを示しているわけですが、それがどこまで到達度があるか、習熟度があるかということの認定権は校長にゆだねられているわけですね。

ですから、二つやり方があると思うんですが、御覧の松あき先生でしたか、御質問になったように、英国のように、かなり自由にやらせるけれども、その代わり、国として必修、今言われている必修科目についての、何を勉強していても、どういう形で、先生がおっしゃったように、対面教授方式じゃ、受講方式じゃなくても構わないけれども、必ず卒業資格を与えるための到達度というのを統一的に調べるというやり方と、日本のように、教えることを決めておいて、個々の到達度の認定は学校長にゆだねているというやり方と、どちらかだと思ふんです。どちらもしなくていいというところは、これはちよつと国民の税金を使っている立場からは、はい、そうすかというのにはちよつと申し上げにくいと思います。

ですから、高等学校の普通教育の在り方も、極端なことを言えば、必修科目と言われているものに大学入試センター試験を適用して、大学入試センターですべての習熟度をチェックしてもらうと。あとは大学の入試は、言うならば、それを参考にしながら大学独自の入学試験はななくするとうような考えだつてあるわけですよ。

だから、いろいろな考え方がありますので、これは今のやり方がある程度国民間に定着しておりますから、少し国民の意見も伺って、先生のような斬新な御提案がどうかということもちよつと検討

討させていただきたいと思ひます。

○山下栄一君 今、学習指導要領の見直しが始まっていますので、それにちよつとかかわつていく話なので、問題提起させていただきます。

高校における普通教育の方の話にもちよつと。

今、普通科、専門科、総合学科。八割は普通科なんです。これは僕はもう全然時代に合っていない。普通科が八割ということは、ほとんどの高校生が普通科行くと。普通科というのは基本的に上の学校に行くことを前提として、形式的にはそうなんですけど、実態は全然そうじゃないという。大半の子供たちが就職自身もはつきり、ほとんど体験学習もしないままに、普通科は何となく進学というイメージなんだけれども、実態はもうとてでもないけどそんな学力まで身に付かないと。御本人も期待していない。名前は普通科だというふうなことになるってしまっているわけです。ほとんどの高校は普通科だ。

僕はもつと専門科。専門科って、ここに書いてございいますように、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉。理数というのもありま。体育、音楽、美術。体育高校というの、体育科の学校もありますけど、美術の学校、これ美術高校じゃないのに美術という。音楽、美術、英語と。これをもつと多様化して、義務教育を補うようなそういう、名前を高校と名付けても構わないけれども、それは普通科じゃないでしようというふうな、普通科でない部分をもつと多様化して、普通科はもう半分ぐらいというふうな、もつと分かりやすく元気が出るようなそういうセットの仕方というのがあるのではないかなというふうに。総合学科というののもうこれまた難しい面がございいますけど。

いずれにしても、高校の普通科というのはもう時代に全く合わないまま、ほとんど職業教育もされないままに何となく出るものだからフリーター、ニートにつながっていく、そういうことを感じまして、これは、高校における職業教育の在

り方はちよつと時間の都合でできませんけれども、この普通科ということを経本的に見直すことを、文部省というよりもこれはもう県だと思ひますけど、もう県でもいろんな、苦しみながら、不登校対応とか中退対応で単位制とかいろんなことを考えていますけど、考えざるを得ない、追い込まれているわけで、それはもう高校教育とは一体何なんですかということをもう一遍元へ戻つて、ほとんどの子供たちが行く高校のあるべき姿みたいなものを継ぎはぎで、今までの高校の延長上で今日があるという考え方はもたないほど今は多様化し、抜本的なセットの仕方を求められている。これはもう国でも提案すべきだと思います。私は、もつと県が悩めと、設置者なんだからというように思ひます。

それで、もう時間の都合で最後、一点だけ。学習指導要領ですけども、私は、学習指導要領は大臣告示になっているんですけど、大臣告示は法令で、法律の一番最末のルールですから、守らなかつたら何かこう、もう責任問われるわけですね。だけど、私は、文部科学省は、初中局は責任本分に担えるのかと、全国のそんな三百何万の高校。担えないと私は思ひます。そういう意味で先ほど申し上げたんですけどね。

単位の修得、卒業の認定はもう高等、個々の校長の先生に任されているんだから、一挙に、私は、学習指導要領というのは、法的拘束性が今はあるけれども、それを参照基準、メニューにして、それは現場でもう決めて結構ですというふうにしてあげたら、それを中途半端な状態に置いておくから苦しみ、両方から責められて、責任持つて決断もできない、上ばかり見ている。本来は生徒と保護者の方に向かって教育すべき校長先生が上ばかり見ながらやらぬもんだから、そういうピラミッド型の官僚、教育行政のそういう縛りがあつて、だから思い切つて、私は、もうちよつと近いところで権限を与えてしまつて、どうせ責任を文部省取れないと、今日はもう、ちよつとという今回の文部省の対応も、今まで

も対応すべきところをやつてこなかった面もあるわけですから分かるはずがないと思うんです、そんなもの、実態まで。

だから、やっぱりそういうことを真剣に考える時期に来ていると。大学は全くフリーだと。小中は、それは義務教育、責任があるから、国の責任もあると。高校というのはその段階でどうあるべきかと。同じように、小中と同じように法的拘束力というのを突き付けるのかと。突き付けたら活性化しない、学校は、生き生きとした創意工夫なんて出てこないというように私は、(発言する者あり)私は、いや、民主党と違うんですけど、いや、それは今日はちよつと時間の都合で言えませんが、高等学校の学習指導の在り方は見直さないと、この未履修問題というのは本当に解決したことにならぬと。それと必履修科目の在り方を検討すべき、そんなことをこの問題を通して感じている次第でございます、最後、一言、大臣にお話聞いて、今日は私、五時までに終わりたいことですので、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 高等学校における普通教育、それから専門教育、それからいわゆる専門学校ですね、職業学校、これをどういうふうに組み合わせていくかというのは大切な御提言だと思いますが、一番大切なのは、地方が悩んだり文科省がどうするかということじゃないんです。これはやっぱり国民が大学進学を希望して、そしていい就職先を希望したいと、そのために大学が一番いいという感覚をむしろ払拭していただかないと、先生がおっしゃっているところへ行くのはなかなかやっぱり難しい部分がある。

ただ、専門学校に行っている子供の方が本当は生き生きしているという御指摘もたくさんありますから、今おっしゃったことと、それから特に高等学校の学習指導要領の在り方等も、先ほど申し上げたように、どこかでしかし到達度、習熟度は判断をしてもらわねばなりませんので、そのことと併せて今の先生の御意見は一つのお説だと受け止めていただきたいと思います。

○山下栄一君 どうもありがとうございます。

○岩城光英君 自由民主党の岩城光英です。大分遅くなってまいりましたし、最後の質問になりましたので、そのことを十分に踏まえて御質問をいたします。

平成二年の十月ですから、今から十六年前のことになります。私は、福島県いわき市の市長に就任いたしました。四十歳のときでした。その二か月後の十二月に、私は市長として極めて重大な決断を迫られる場面を迎えました。実は、その五年前の昭和六十年九月にいわき市内の中学三年生の男子が自殺をしているんです。そして、そのことはいじめによる自殺だと、いじめが原因だということ、学校管理者であります市が損害賠償を求められて提訴されておりました。十二月にその判決が出たんです。

そのときの新聞の見出しがこうになっております。「いじめ自殺 学校にも責任」「地裁いわき支部 全国初の認定」と。以下このように書いてあります、続いております。いじめと自殺の因果関係、学校責任を問う裁判で、学校側の過失を認定したのは全国で初めて、いじめがあれば学校はそれを解消すべきである、いじめが重大であれば自殺の予見の必要がなくても責任は逃れない、いじめにおさなりな対応をする教師へ深刻な反省を迫るもの、と同時に家庭の責任も指摘とあります。

この判決を受けまして、市として対応を協議いたしました。当時の市の行政としては、判決に不満な部分も幾つかございました。例えば、自殺に対する予見可能性はないと認定しているながら、悪質ないじめの認識の可能性があれば結果への予見可能性がなくても因果関係を認めた点、また過失について明確な判断基準が示されていない点等です。そうしたことから控訴すべしという意見も大分あったんですけれども、私は最終的に、御遺族の皆様方の感情、それから地域の皆様方の感情、そういったものを考慮いたしまして提訴をしないことに決断いたしました。

今回、改めてそのときの判決文を読んでみました。その生徒がお金を何度も持つてくるように強要されていたこと、また殴る、けるの暴力も受けていたこと、他の生徒や教師の前でマジックで顔にいたずら書きをされていたこと、それだけでなくて苛性ソーダ、これを背中に流し込まれて背中一面やけどを負ったこと、また雑草を食べさせられたりしていたこと、というような執拗ないじめが繰り返されていたことに、憤りを感じますとともに、誠に痛ましい思いです。その少年と、それから、これまでいじめによって命を落とすことになってしまった子供たちに心から改めて冥福をお祈りしたいと思っております。

二度とこんなことが起こってほしくない、そういう思いで控訴を断念したわけでしたけれども、十六年たった現在でも全国各地でいじめの自殺、これが相次いでいること、本当に残念でなりません。

このいわきでの事例に代表されますように、我が国では昭和五十九年、六十年にかけて、いじめを苦にした生徒の自殺事件が続発し、いじめ問題が教育的、社会的な問題になりました。識者によりますと、それ以来、ここ二十年ほどの間にいじめの形が変化していると、このように聞いております。昭和六十年前後のいじめは、継続的な暴力や、それから恐喝を中心とした周囲から見えやすい派手ないじめ、これを便宜上、第一次のいじめと、このように呼んでおります。その後の、平成の半ば以降のいわゆる第二次のいじめと言われるものもあるわけですが、ここでは、当時の文部科学省として、昭和六十年前後におけるいじめのその実態の調査と対応についてはどのようになされたのか、お伺いいたします。

○政府参考人(銭谷眞美君) ただいま先生からのお話ございましたけれども、昭和六十年ころは、年間を通じていじめを苦にした自殺事件が相次ぎまして、いじめの問題が極めて深刻な状況になった時期でございました。当時、文部省は、そのような状況を改善するために、六十年

の四月でございすけれども、有識者による検討会議というものを発足をさせまして検討を行いました。いじめの問題の解決のための緊急提言というものを出していただきました。それに基づいて、各学校や教育委員会が取り組むべき具体的なポイントをお示しをして、指導の徹底を図ったところでございます。

当時も今もでございますけれども、基本的には、いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るという考え方の下で指導をしたというふうに考えております。

○岩城光英君 今お話ありました実態調査等を受けているんな対応を取ってこられたとは思いますが、いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るという考え方の下で指導をしたというふうに考えております。

そこで、当時と違いました、第二次のいじめと呼ばれるものは、これは近年の学級崩壊に代表されますように、荒れた学校、その存在が自殺にまで至る重大ないじめの背景にあると言われております。そして、これは従来の暴行、それから恐喝、そういったもの中心型のいじめもあることはあるんですが、むしろそれよりもいわゆるシカトです、無視、これに代表されるような心理的ないじめを中心とするもので、行為一つ一つを取ってみればいたずらやあるいはトラブルとしか思えないような、例えば転校生いじめ、女生徒に対する性的ないじめなど、その手段、方法の多様化が実施をされている。すなわち、教師の目からは見えにくいいじめが今続いていると。これが現在のいじめの実態だと思っております。

そこで、私としましては、以前のいじめと今のいじめの形態が違っている、これがどうしてかというところをしっかりと押さえることもいじめ解決の一つの手段になるんじゃないかと、こんなふうを考えております。そこで、最初のころの、昭和六十年前後のいじめと現在、第二次と言われているいじめの形態の変化については、時代背景等もおありでしょうけれども、どのような認識を持っているのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(錢谷眞美君) 昭和六十年前後のいじめの問題が非常に関心を集めた時期でございましたけれども、その背景の一つとして、実は昭和五十六、七十年代から中学校における校内暴力問題ということがございました。当時、少年非行の第三のピークと呼ばれていた時期でございましたけれども、中学校において校内暴力ということが大変大きな話題になって、文部省も対応に追われていた時期がございました。

今度、そういうことから、大変当時生徒指導とすることに各中学校が力を入れまして、暴力行為についてはかなり減少を見せ始めていたわけでございますけれども、そういう表に分かりやすいといひましようか、すぐ現れる暴力行為に代わりまして、ちょうど昭和六十年代からいじめという問題が非常にクローズアップされてきたという経緯があったと思います。また、そのいじめなどに起因する不登校という問題も当時非常に課題になってきたわけでございます。

したがって、いじめの問題につきましては、昭和六十年代からやはり冷やかし、からかい、あるいは仲間外れ、言葉での脅しといったようなことが多かったわけでございますけれども、その後、いじめの問題が大変また話題になりました平成七年ごろは、こういつたいいじめの態様の中でも特に冷やかし、からかいというものが非常に増えてきた時期でございました。むしろ、暴力というものが全体からすると少し減ってきたというような状況があったかと思ひます。

最近、ますますその冷やかし、からかいですね、あるいは言葉での脅しといったようなことがやはり非常に多いように調査では出てきております。もちろん、これは調査でございますので表に現れたいじめでございますけれども、言わば本当に、暴力的なものはもちろんあるわけでございますけれども、そういう言葉とかそういうことでのいじめというものが最近やはり非常に多いというふうに受け止めております。

また、まだデータは十分ないんでございますけれども、いわゆる携帯とかネットを使いたいじめというものも最近はあるということで、私ども、その辺の問題についてもきちんと対応していかなきゃ、あるいは対応できるのか、よく検討をしなければいけないというふうに思っております。

○岩城光英君 大臣にお伺いいたします。今朝の新聞を見ておりましたら、このようなことが載っております。なれ合い型のクラスで、学級でいじめが生まれやすいということですね。つまり、クラス、学級にはなれ合い型と管理型があつて、なれ合い型は教師が教える子に友達感覚で接すると、管理型は教師が厳しく指導するクラスだということです。なれ合い型では、当初は教師と子供が友好な関係を保つかに見えますが、最低限のルールを示さないために学級は、クラスはまとまりを欠き、子供同士の関係は不安定でけんかやいじめが生じやすいと。このような指摘がありましたけれども、このことについてどのようにお考えになるか。

○岩城光英君 大臣にお伺いいたします。今朝の新聞を見ておりましたら、このようなことが載っております。なれ合い型のクラスで、学級でいじめが生まれやすいということですね。つまり、クラス、学級にはなれ合い型と管理型があつて、なれ合い型は教師が教える子に友達感覚で接すると、管理型は教師が厳しく指導するクラスだということです。なれ合い型では、当初は教師と子供が友好な関係を保つかに見えますが、最低限のルールを示さないために学級は、クラスはまとまりを欠き、子供同士の関係は不安定でけんかやいじめが生じやすいと。このような指摘がありましたけれども、このことについてどのようにお考えになるか。

それから、今説明をいただきましたけれども、以前のいじめと現在のいじめと形態が変わつてきていると、そういったことも踏まえまして、これからどういふふうないじめ対策を総合的に取っていくか、その御決意をいただければと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明君) まず、先生が御指摘になりました最初のケースは、これは福岡で起こった事案が正にそれに当たると思ひます。この先生はなかなか人気のあつた先生でございますけれども、生徒と一緒に一人の生徒を結果的にいじめようになつてしまつた。

これは、この先生がすべての先生を代表しているわけではありませんが、やはり生徒に対する指導力、把握力ですね。ですから、このことはもつとさかのぼつて言えば、教員の採用をどうするか、教員の教育をどうするか、ある程度の試験任用期間みたいなものを置くのか、実は研修よりそのことの方が私は大切じゃないかと思ひます。

○岩城光英君 終わります。

○委員長(中曽根弘文君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時十五分散会

平成十八年十二月一日印刷

平成十八年十二月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A